

綾町第 3 期障がい者計画



EQUALITY

平等の考え方

EQUITY

公平の考え方

令和 6 年 3 月

綾町 福祉保健課

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者制度の動向	1
	(1) 近年の法制度の動き	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	障害保健福祉圏域の設定	4
6	計画の策定体制	5
	(1) 関係機関・団体との連携協議	5
	(2) 実態調査の実施	5
	(3) 本計画における障がい者等の概念	5

第2章 障がい者を取り巻く現状

1	綾町の人口・世帯数	9
2	人口と障がい者数	10
3	身体障がい者（児）の現状	11
4	知的障がい者（児）の現状	12
5	精神障がい者（児）の現状	13
6	難病患者などの状況	13
7	障害支援区分の状況	14
8	障がい児の現状	14
9	経済的支援の状況	15

第3章 アンケート調査結果と課題

1	調査の概要	19
	(1) 調査の目的	19
	(2) 調査の実施要領	19
	(3) 集計処理について	19
2	調査結果	20
	(1) 回答者について	20
	(2) 年齢・ご家族等について	20
	(3) 障がいの状況及び介助者の状況について	22
	(4) 住まいや暮らしについて	28
	(5) 医療・保健の状況について	31
	(6) 日中活動や就労についてお聞きします	33
	(7) 災害時の避難等や犯罪についてお聞きします。	39

(8) 相談相手についてお聞きします。	42
(9) 差別や権利擁護についてお聞きします。	43
(10) 地域福祉や障がいへの理解をお聞きします。	45
(11) 行政へのご意見・ご要望をお聞きします。	47

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	53
2 基本的視点	54
視点1 一人ひとりの一貫した生涯を通した一体的支援体制の構築.....	54
視点2 地域での自立生活を可能とする基盤整備・仕組みづくり	54
視点3 その人らしさを互いに尊重し合う地域社会の推進と社会参加の活性化.....	54
3 基本的施策の柱.....	55
(1) 障がいや障がいのある人への理解促進と共生	55
(2) 生活支援の整備	55
(3) 住みよいまちづくりの推進	56
(4) 教育・育成環境の充実.....	56
(5) 保健・医療の推進	57
(6) 切れ目のないサービス基盤の整備（雇用・就労）	57
(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	57
(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	58
4 施策の体系	59

第5章 施策の展開

1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生	61
(1) 啓発・広報活動の推進.....	61
(2) 障がいを理由とする差別解消の推進.....	62
(3) 虐待の防止と権利擁護.....	62
(4) 社会資源を活用した居場所づくり.....	63
(5) ボランティア活動の促進.....	63
2 生活支援の整備.....	64
(1) 利用者本位の生活支援体制の構築.....	64
(2) 在宅福祉サービスの充実.....	65
(3) 精神障がいのある人を対象とする施策の充実	65
(4) 施設サービスの充実	66
(5) 経済的自立の支援	66
(6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	67

(7) サービスの質の向上	68
3 住みよいまちづくりの推進.....	68
(1) 防災・防犯等対策の推進.....	68
(2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進.....	69
4 教育・育成環境の充実	70
(1) 一貫した相談支援体制の整備	70
(2) 専門機関機能の充実と多様化	71
5 保健・医療の推進	71
(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立	71
(2) 地域医療（医療・リハビリテーション）体制の充実	72
(3) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	73
(4) 精神保健福祉対策の推進.....	74
6 切れ目のないサービス基盤の整備（雇用・就労）	75
(1) 雇用機会の促進・拡大.....	75
(2) 総合的な支援施策の推進.....	75
(3) 福祉的就労の充実	76
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	77
(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施	77
(2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築	77
(3) 地域生活への移行の支援.....	78
(4) 障がいのある子どもへの支援の充実.....	78
8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	79
(1) 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進.....	79
(2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実.....	80
(3) コミュニケーション支援体制の充実.....	80

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	83
2 人材の確保・質の向上.....	83
(1) 専門職員の確保	83
(2) 職員等の資質向上	83
3 計画の進行管理・評価.....	83

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

綾町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成30年3月に「綾町第2期障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無に関わらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のものとあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の具現化を目指して、障害者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、同年3月に「第5期綾町障がい福祉計画・第2期綾町障がい児福祉計画」を同時に策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んでいるところです。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）を改正するなど、法令面の整備により障害者施策を充実させるとともに、平成30年3月に障がい者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己決定できる社会の実現を目指しています。

このような国の障害者施策の動向や、綾町の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「綾町第3期障がい者計画」を策定し、本町における障害者施策の一層の推進を図ります。

2 障害者制度の動向

国は、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指すとしています。これを受けて厚生労働省は、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

時 期	国 の 動 き
平成 25 年 6 月 制定 平成 28 年 4 月 施行	<p>■障害者差別解消法の施行</p> <p>障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。</p>
平成 25 年 6 月 公布 平成 28 年 4 月 一部平成 30 年 4 月 施行	<p>■障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正</p> <p>雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成 30 年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。</p>
平成 28 年 4 月 制定 平成 28 年 5 月 施行	<p>■「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（略称「成年後見制度利用促進法」）の施行</p> <p>地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。</p>
平成 28 年 6 月 制定 平成 28 年 6 月 施行	<p>■発達障害者支援法の改正</p> <p>発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。</p>
平成 28 年 6 月 制定 平成 30 年 4 月 施行	<p>■障害者総合支援法の改正</p> <p>障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。</p>
平成 28 年 6 月 制定 平成 30 年 4 月 一部平成 28 年 6 月 施行	<p>■児童福祉法の改正</p> <p>障がい児支援のニーズの多様化（重度の障害児・医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。</p>
平成 30 年 5 月 制定 平成 30 年 11 月 一部平成 31 年 4 月 施行	<p>■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称「バリアフリー法」）の改正</p> <p>高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取り組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。</p>

時 期	国 の 動 き
平成 30 年 6 月 制定 平成 30 年 6 月 施行	<p>■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（略称「読書バリアフリー法」）の施行</p> <p>視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。</p>
令和元年 6 月 公布 令和 2 年 4 月 施行	<p>■障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正</p> <p>障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。</p>
令和 3 年 6 月 公布 公布後 3 年以内に 施行	<p>■障害者差別解消法の改正</p> <p>民間事業者は、①障がい者から意思の表明があった場合に、②過重の負担にならない範囲で、③障がい者の性別・年齢、障がいの状態に応じて、④社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする義務が定められた。</p>

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」です。

本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第 4 次）」（平成 30 年度～令和 4 年度）や「第 4 次宮崎県障がい者計画」（令和元年度～令和 6 年度（5 年間）、また綾町における上位計画である「第八次綾町総合長期計画」や福祉分野の個別計画の上位計画である「綾町地域福祉計画」との整合を図りつつ、「綾町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「綾町子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携をとりながら推進するものとします。

なお、「綾町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づくもので、障害福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本町における障害者施策の推進のための行動指針となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期障がい者計画			綾町第3期障がい者計画					第4期(予定)
綾町 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			綾町 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		綾町(予定) 第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			

5 障害保健福祉圏域の設定

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策の推進に当たっては、市町村が主体的に住民に最も身近な立場で的確にそのニーズを把握し、地域での生活を支えるための支援を行っていくことが基本となります。

また、単独の市町村からなる①市町村域、②複数市町村からなる広域圏域（障害保健福祉圏域）、③全県域のそれぞれが機能分担を明確にし、各種サービスを計画的に整備することにより重層的なネットワークを構築することが必要です。

障害福祉圏域は、市町村圏域だけでは対応困難な各種サービスを地域的な視点から整備することにより広域的なサービス提供網を築くために複数市町村を含む圏域として設定し、身近な地域で障がいのある人の日常的な相談や関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障がいのある人の需要に応じた住宅・入所サービスを提供する圏域です。

本町は、宮崎東諸県圏域に所属し、圏域内で施設整備にかかわる適正配置や医療施策との連携に配慮し、適切な機能分担によるサービス提供体制の構築を図ります。

誰もが身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各圏域内に個々の事業や施設をバランスよく配置しつつ、推進していきます。

圏域名	圏域人口	構成市町村
宮崎東諸県圏域	426,671人	宮崎市・国富町・綾町

※圏域人口は、令和2年国勢調査による

6 計画の策定体制

(1) 関係機関・団体との連携協議

計画の策定にあたっては担当課、関係各課及び県等と連携を図り、障害者施策の実施にあたっては社会全体で取り組んでいく必要があるため、行政機関内部だけでなく保健・医療・教育・福祉関係者や障害者団体等で構成された「綾町障がい者自立支援協議会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

(2) 実態調査の実施

計画を策定するために住民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、綾町在住の各種障害者手帳所持者（「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「精神障害者手帳所持者」、「発達障害者」、「指定難病患者」の方）及び自立支援医療受給者証所持者を対象に実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とし、ニーズの把握に努めました。

(3) 本計画における障がい者等の概念

○『障がい者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

○『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

○『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。



第2章 障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 綾町の人口・世帯数

住民基本台帳によると、平成30年7,435人から令和5年6,978人と総人口は徐々に減少する傾向にあります。

また、年齢区分別に見た場合、0～64歳は減少しているのに対し、65歳以上のいわゆる高齢者人口のみ増加しており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	7,435	7,347	7,199	7,096	7,049	6,978
0～14歳	1,036	1,026	975	932	930	878
15～64歳	3,837	3,731	3,602	3,500	3,455	3,416
65歳以上	2,562	2,590	2,622	2,664	2,664	2,684
高齢化率（％）	34.46%	35.25%	36.42%	37.54%	37.79%	38.46%
世帯数（世帯）	3,260	3,254	3,242	3,239	3,255	3,246
一世帯あたりの人員数（人）	2.28	2.26	2.22	2.19	2.17	2.15

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

世帯数の推移を見ると、平成30年の3,260世帯から令和5年の3,246世帯と年々減少しています。

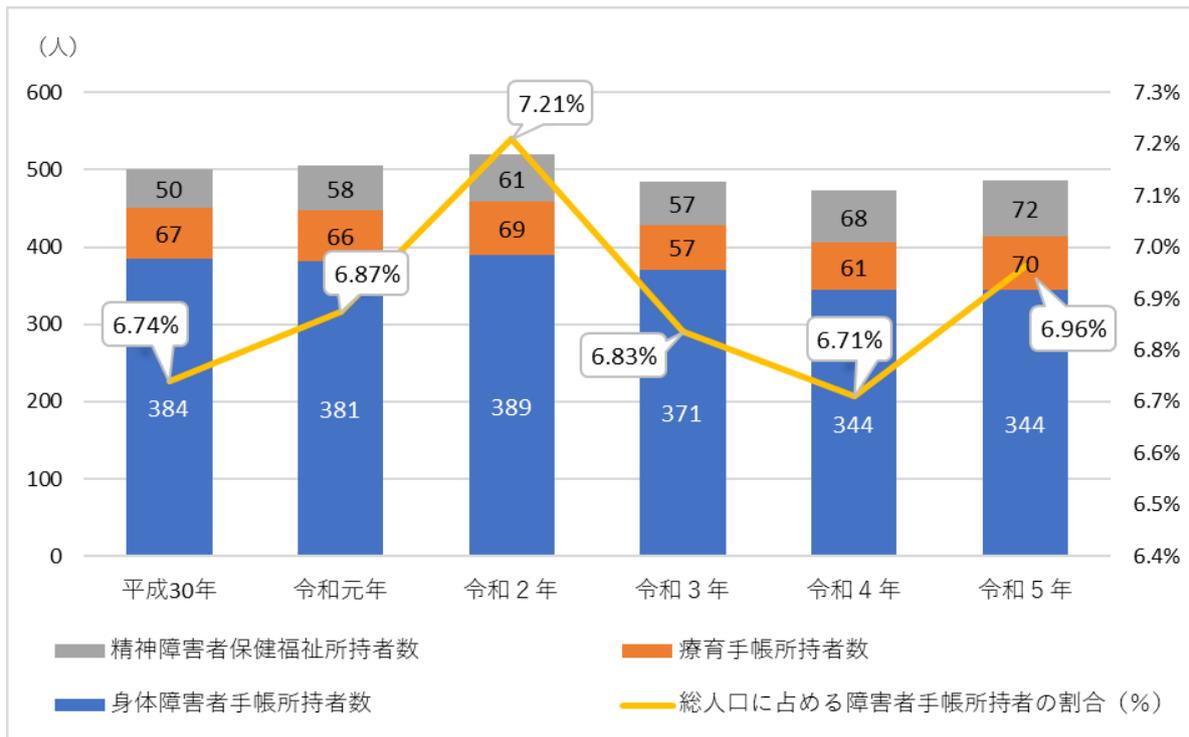
平均世帯人員（一世帯あたりの人員数）も平成30年の2.28人から、令和5年には2.15人と一貫して減少傾向となっており、核家族化の進行が見られます。

2 人口と障がい者数

本町の障害者手帳所持者数（令和5年3月末現在）は、身体障害者手帳所持者 344 人、療育手帳所持者 70 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 72 人、自立支援医療受給取得者 160 人となっています。

本町の総人口に占める障害者手帳取得者の割合は、6.96%となっています。
令和5年の全受給者数を平成30年度と比較すると、微増しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【年齢別各障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数
0～17歳	7	24	4
18～64歳	54	38	51
65歳以上	283	8	17

資料：令和5年3月末現在

3 身体障がい者（児）の現状

本町は、身体障害者「1級所持者」の割合が最も高く、次いで「4級所持者」の割合が高くなっており、身体障害者手帳所持者数の過去5年（平成30年～令和5年）の推移をみると、「1級所持者」はほぼ横ばいで推移していますが、それ以外の等級においては減少傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】

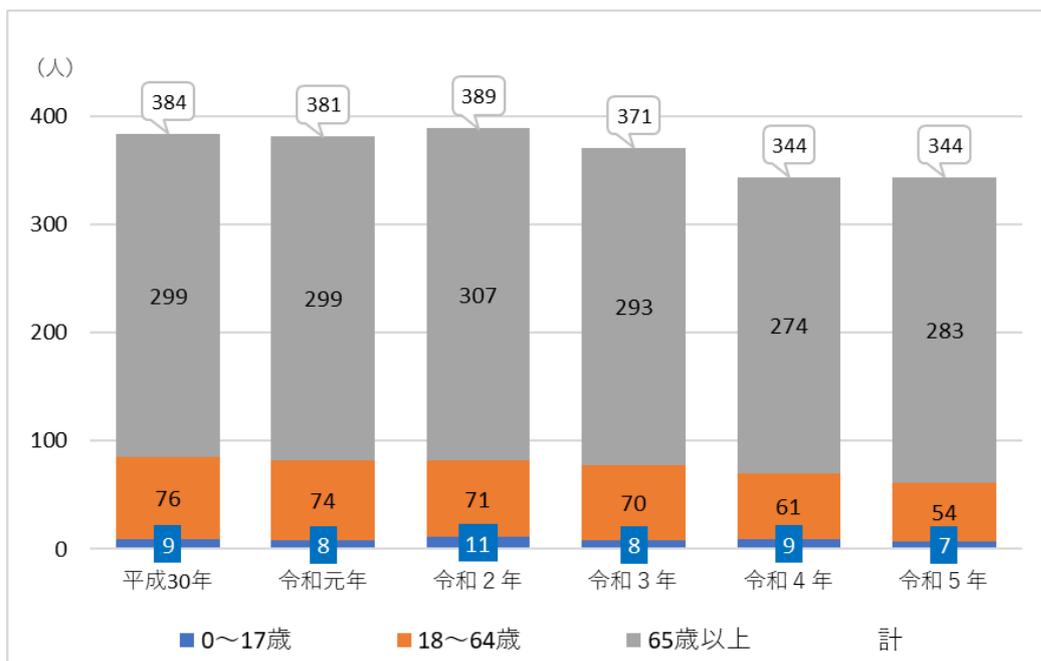
（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	103	100	109	105	100	105
2級	61	60	58	52	53	53
3級	77	77	77	72	70	64
4級	107	110	112	112	94	97
5級	17	16	15	14	14	12
6級	19	18	18	16	13	13
計	384	381	389	371	344	344

資料：各年3月末現在

年齢別の推移では、「65歳以上」の割合が最も高く、令和2年に所持者数は全年齢階層において増加しましたが、翌年には減少には転化減少し、「0～17歳」と「18～64歳」はそのまま減少傾向、「65歳以上」は、令和5年に再び増加傾向となり推移しています。

【身体障害者手帳数（年齢別）の推移】



障害種別で見ると、過去5年間「肢体不自由」の割合が最も高く、次いで「内部障がい」の割合が高くなっています。

【身体障害者手帳（障害種別）所持者数の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
肢体不自由	237	227	230	215	202	200
視覚障がい	23	21	19	19	18	15
聴覚・平衡機能障がい	27	30	26	26	24	28
音声・言語・ そしゃく機能障がい	7	8	6	4	7	6
内部障がい	103	109	120	119	104	107
計	397	395	401	383	355	356

資料：各年3月末現在

4 知的障がい者（児）の現状

療育手帳所持者数の過去5年（平成30年～令和5年）の推移をみると、「0～17歳」は年々微増傾向にあります。また、「18～64歳」は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移し、「65歳以上」は令和3年に減少し、その後横ばいで推移しています。

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】

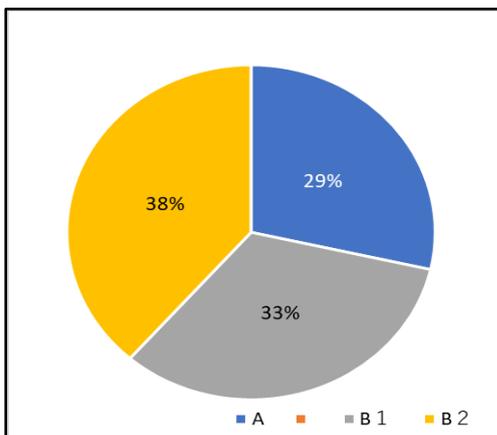
(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	14	15	18	15	18	24
18～64歳	41	39	39	35	35	38
65歳以上	12	12	12	7	8	8
計	67	66	69	57	61	70

資料：各年3月末現在

令和5年3月現在の療育手帳所持者（70名）を判定別構成比で見ると、本町では「B2」判定の割合が最も高く38%、次いで「B1」判定が33%、「A」判定は29%となっています。

【療育手帳所持者（判定別）構成比】



5 精神障がい者（児）の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数の過去5年（平成30年～令和5年）の推移をみると、増加傾向になっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）数の推移】

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	5	5	5	5	5	6
2級	25	29	28	24	26	31
3級	20	24	28	28	37	35
計	50	58	61	57	68	72

資料：各年3月末現在

6 難病患者などの状況

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」（特定疾患）とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

現在の本町の指定難病（特定疾患）と小児慢性特定疾病（小児慢性特定疾患）の計を見ると、令和4年には96人となっており、県内全数の10.4%を占めており、このような傾向の要因は、近年における対象疾病の範囲の拡大が増加と考えられます。

【医療受給者数】

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病認定者（綾町）	60	47	51	61	64	66
小児慢性特定疾病認定者（国富・綾）	34	33	34	28	32	-
（参考：県内全体数）	916	945	1041	939	923	-

：福祉保健課（各年3月末日現在）

7 障害支援区分の状況

障害支援区分の認定者数は、平成30年は38人、令和5年は41人と微増しています。区分別の認定者数をみると、令和5年では「区分3」が13人と最も多く、次いで「区分6」の10人となっています。区分は、必要とする支援の度合いが高い順に区分6から区分1までとなっています。

【「障害支援（程度）区分」人数の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	3	3	0	1	1	2
区分2	7	8	6	7	6	8
区分3	7	12	5	5	6	13
区分4	5	5	5	6	4	4
区分5	7	4	4	3	4	4
区分6	9	10	9	10	10	10
計	38	42	29	32	31	41

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

8 障がい児の現状

本町の障がい児の状況については、平成30年から令和5年の障がい児入所児童数をみると、増加傾向で推移しています。

【障がい児保育の実施状況（保育所、幼稚園との合算）】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	3	3	0	0	2	10

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

特別支援学校の児童・生徒数は同時に増加しています。学級数でみると、小学校のみ令和4年以降自情（自閉症・情緒障害（発達障害）特別支援）学級のみ1学級増えていますが、他学級数の変動はありません。

【特別支援学級の学校数と児童・生徒数の推移】

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1
		自情2	自情2	自情2	自情2	自情3	自情3
	児童数	15	15	15	21	29	31
中学校	学級数	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1
		自情1	自情1	自情1	自情1	自情1	自情1
	生徒数	7	7	5	6	9	8

※自情学級＝自閉症・情緒障害（発達障害）特別支援学級

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

また、特別支援学校高等部の在籍者数は令和5年4月1日現在、1名在籍となっています。

【特別支援学校高等部の在籍者数の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	0	0	0	1	0	0
2年生	0	0	0	0	1	0
3年生	0	0	0	0	0	1

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

9 経済的支援の状況

平成30年からの6年間では、「心身障害者扶養共済制度加入等の実績」のみ低値推移ですが、他「特別障害者手当」の実績は横ばい、「障害児福祉手当」と「特別児童扶養手当」の実績は微増傾向となっています。

【経済的支援受給者等の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当の支給実績	4	4	4	4	4	4
障害児福祉手当の支給実績	3	4	5	7	7	7
特別児童扶養手当の支給実績	14	12	13	15	17	18
心身障害者扶養共済制度加入等の実績	2	2	2	1	1	1

資料：各年3月末日現在

【自立支援医療受給者数の推移】

本町の自立支援医療のうち、「育成医療」受給者数は令和2年以降ほぼ0人で推移し、「更生医療」受給者数は年々減少傾向となっており、一方「精神通院医療」の受給者数は年々増加しています。

【自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）受給者数の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	2	3	0	0	1	0
更生医療	51	45	53	35	38	42
精神通院医療	90	100	112	107	114	118

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

第3章 アンケート調査結果と課題

第3章 アンケート調査結果と課題

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和5年度に見直される「第3期障がい者計画」の策定に向けて、本町にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のご意見やご要望をうかがい、取りまとめ、本町の障がい福祉施策の推進に役立てることを目的として行いました。

(2) 調査の実施要領

調査時期：令和5年2月に調査を実施しました。

調査対象者及び調査方法：調査対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

調査人数：331人

プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。調査方法は郵送方式により、郵送配布・郵送回収としました。

配布数：331部 **回収数：**155部 **回収率：**46.8%

(3) 集計処理について

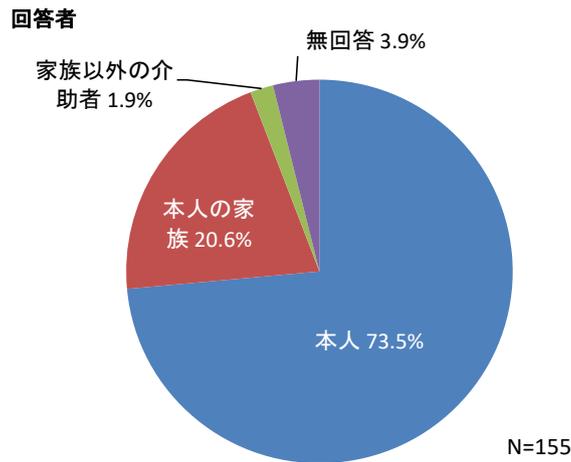
- 調査票の設問に少しでも回答のあるものを有効回答とし、まったく回答のないものについては無効としてすべての集計対象から除外しました。また、回答すべき設問に回答のない場合は、いずれも「無回答」として集計しました。
- 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中において0人の場合は、図中の0.0%の数値表記を省略している場合があります。コンピュータ入力の都合上、表・グラフの見出しでの回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。

2 調査結果

(1) 回答者について

問1 お答えいただくのはどなたですか。(〇は1つ)

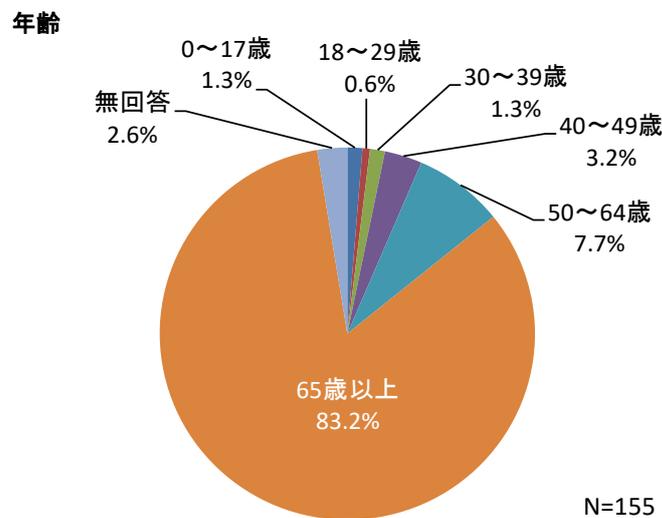
全体では、「本人」の割合が73.5%と最も高く、次いで「本人の家族」20.6%、「家族以外の介助者」1.9%となっています。



(2) 年齢・ご家族等について

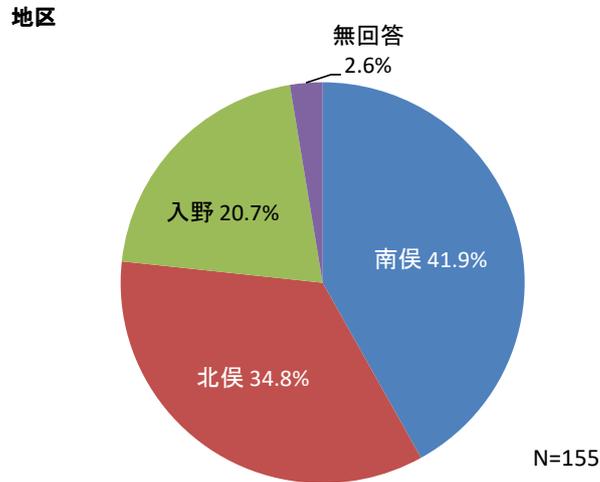
問2 年齢をお答えください。(令和5年1月1日現在)

全体では、「65歳以上」の割合が83.2%と最も高く、次いで「50～64歳」7.7%、「40～49歳」3.2%と、他はグラフの通りです。



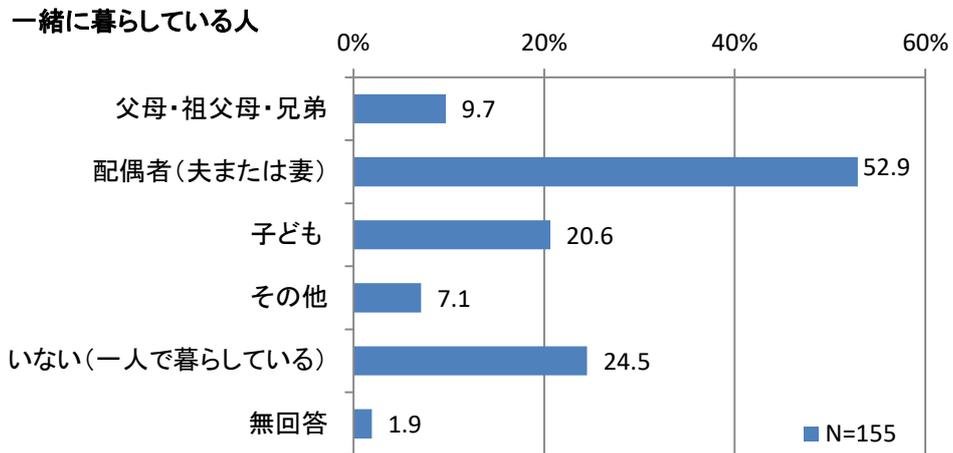
問3 お住いの地域をお答えください。(〇は1つ)

全体では、「南俣地区」の割合が41.9%と最も高く、次いで「北俣地区」34.8%、「入野地区」20.7%となっています。



問4 現在、一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

全体では、「配偶者(夫または妻)」の割合が52.9%と最も高く、次いで「いない(一人で暮らしている)」24.5%、「子ども」20.6%と、他は以下のとおりとなっています。

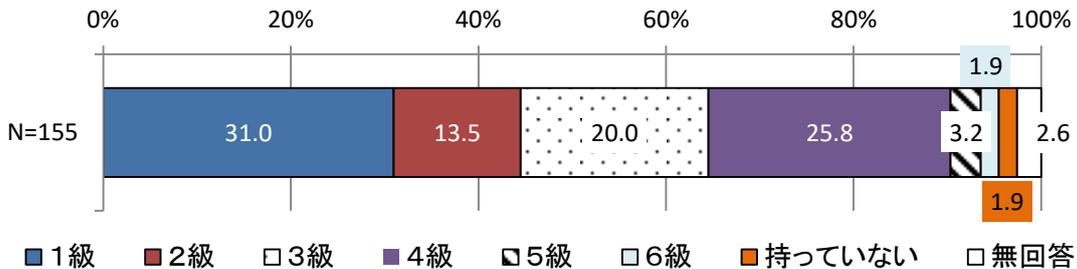


(3) 障がいの状況及び介助者の状況について

問5 身体障害者手帳をお持ちですか。(〇は1つ)

身体障害者手帳を持っている人では、「1級」の割合が31.0%で最も高く、次いで「4級」25.8%、「3級」20.0%、「2級」13.5%、「5級」3.2%となっています。

身体障害者手帳について

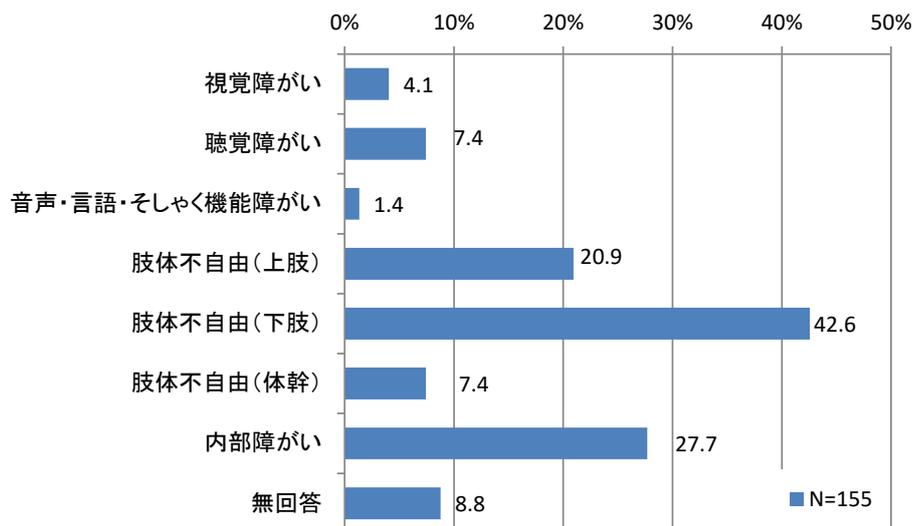


問6 身体障害者手帳に記載されている項目をお答えください。

(あてはまるものすべてに〇)

項目としては、「肢体不自由(下肢)」の割合が42.6%で最も高く、次いで「内部障がい」27.7%、「肢体不自由(上肢)」20.9%と、他は以下のとおりとなっています。

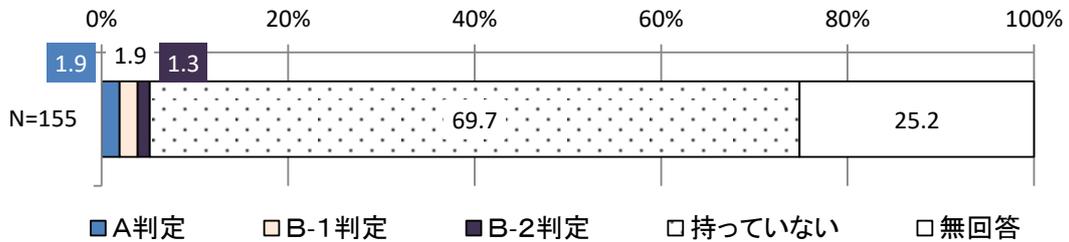
身体障害者手帳に記載されている項目



問7 療育手帳をお持ちですか。(〇は1つ)

療育手帳を「持っていない」の割合が 69.7%で最も高く、持っている人では、「A判定」と「B-1判定」の割合がともに 1.9%、「B-2判定」1.3 となっています。

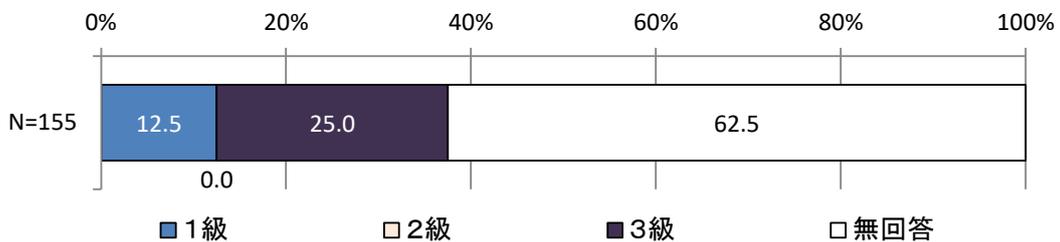
療育手帳手帳について



問8 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つ)

精神障害者保健福祉手帳を持っている人では、「3級」の割合が 25.0%、「1級」12.5%、「2級」0.0%となっています。

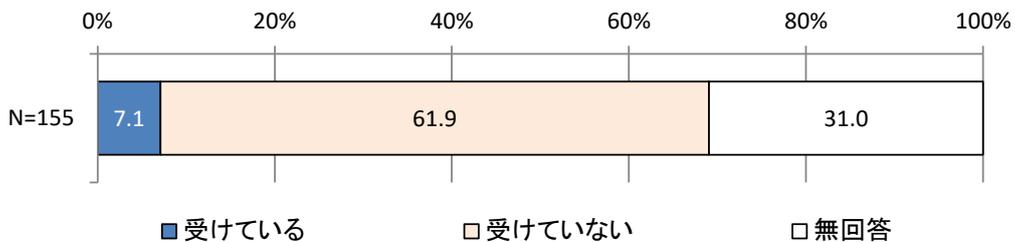
精神障害者保健福祉手帳について



問9 難病（指定難病）の認定を受けていますか。(〇は1つ)

難病指定を「受けていない」の割合は 61.9%、「受けている」7.1%となっています。

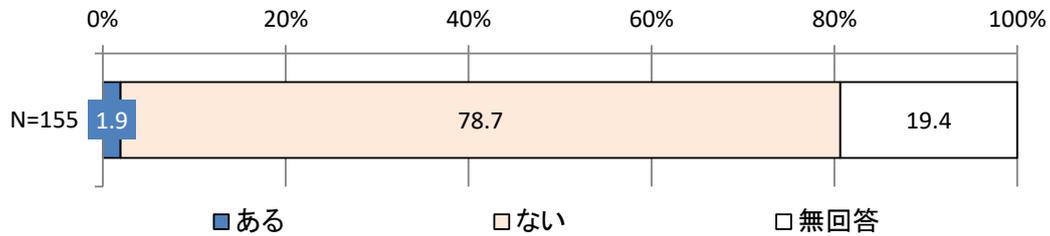
難病の認定



問 10 発達障がいと診断されたことがありますか。(〇は1つ)

発達障がいと診断されたことが「ない」の割合は78.7%、「ある」は1.9%となっています。

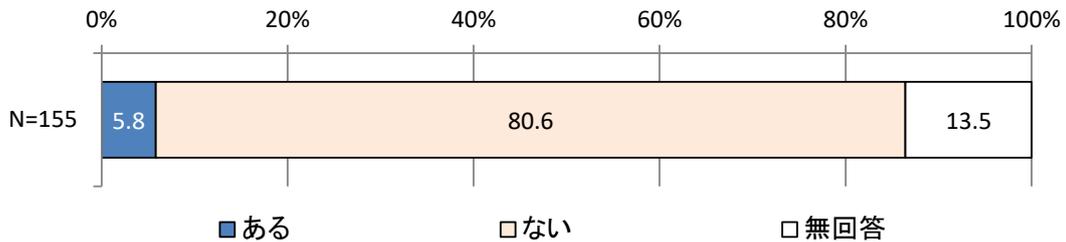
発達障がいと診断されたこと



問 11 高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。(〇は1つ)

高次脳機能障がいと診断されたことが「ない」の割合は80.6%、「ある」の割合は5.8%となっています。

高次脳機能障がいと診断されたこと



(問 11で「ある」を選択した方)

問 11-1 その関連障がいについて、ご意見をお聞かせください。

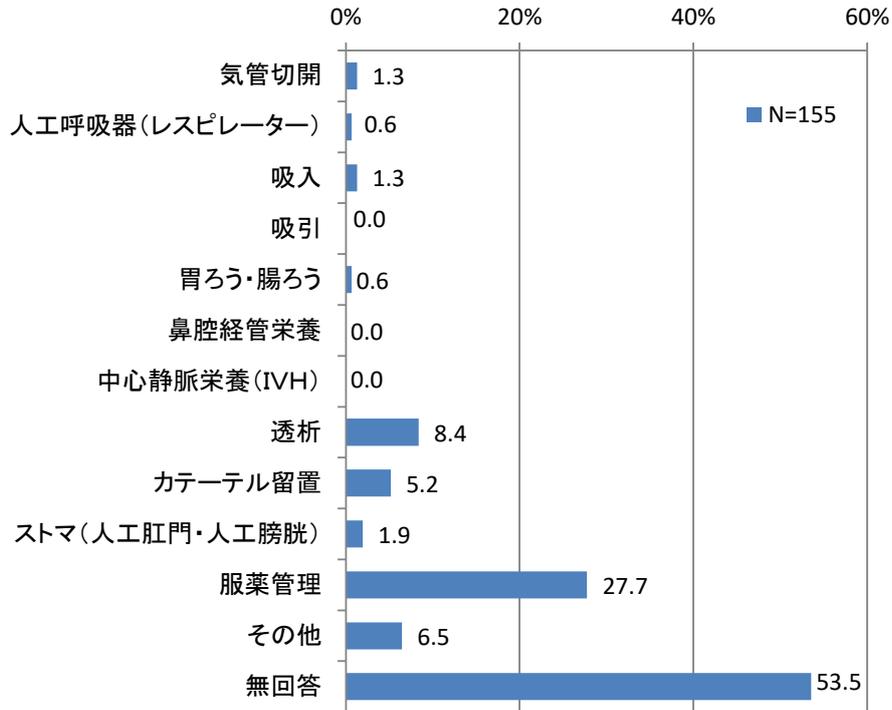
主な内容
2020年に脳梗塞で倒れ今介護施設に入所しています。
脳梗塞になって出血した後がある。
車いす生活です。
脳血管障がい
ペースメーカー入れてます。

問 12 現在受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

現在受けている医療的ケアは、「服薬管理」の割合が27.7%で最も高く、次いで「透析」8.4%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、ペースメーカー、定期健診等がありました。

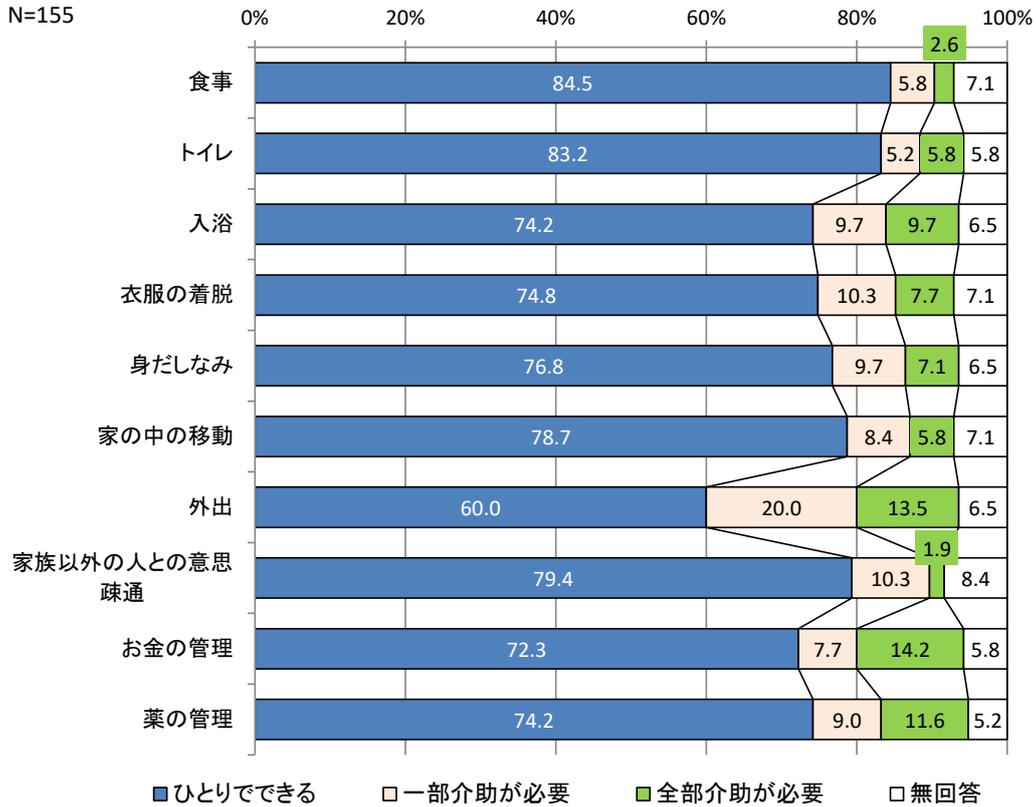
現在受けている医療的ケア



**問 13 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。
それぞれにお答えください。(〇は1つ)**

全ての項目において「一人で行える」の割合が最も高くなっています。その中で「ひとりでできる」の割合が最も低いのは、「外出」で60.0%です。「全部介助が必要」の割合が最も高いのは「お金の管理」で14.2%です。

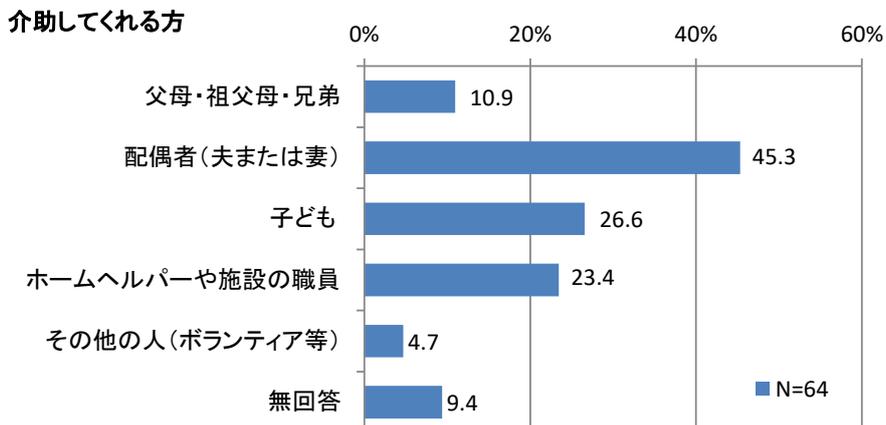
日常生活について



(問 13 で「一部または全部介助が必要」を選択した方)

問 13-1 介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものに〇)

全体では、「配偶者(夫または妻)」の割合が45.3%と最も高く、次いで「子ども」26.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」23.4%と、他は以下のとおりとなっています。



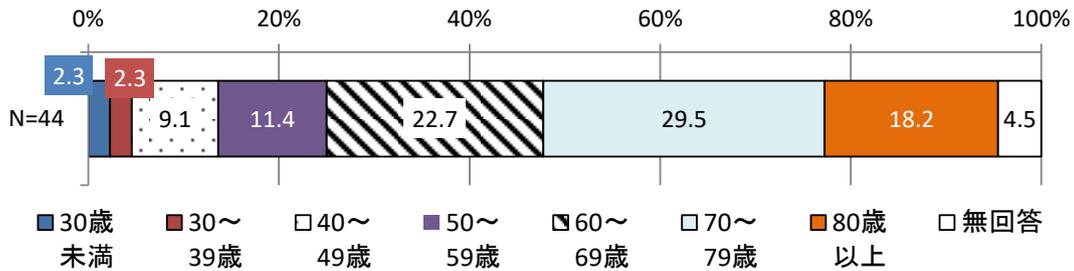
(問 13-1で「父母・祖父母・兄弟」、「配偶者」、「子ども」を選択した方)

問 13-2 介助してくれる家族で、特に中心となる方の①年齢、②健康状態をお答えください。

① 年齢（令和5年1月1日現在）（○は1つ）

介助してくれる方の年齢は、「70～79歳」の割合が29.5%で最も高く、次いで「60～69歳」22.7%、「80歳以上」18.2%、「50～59歳」11.4%と、他は以下のとおりとなっています。

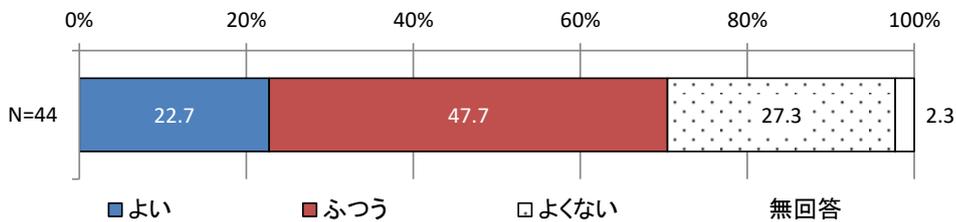
介助してくれる方の年齢



② 健康状態（○は1つ）

介助してくれる方の健康状態は、「ふつう」の割合が47.7%で最も高く、次いで「よくない」27.3%、「よい」22.7%となっています。

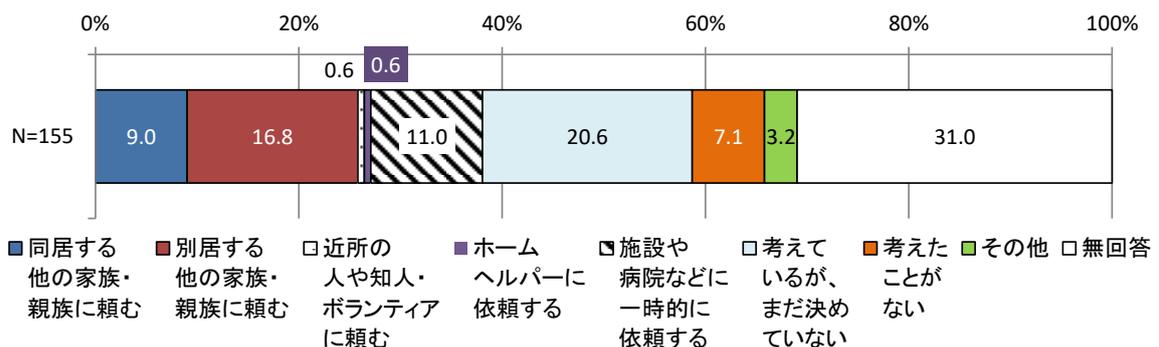
介助してくれる方の健康状態



問 14 万一、介助者が急病や事故などのため、一時的に介助などができなくなった場合、あなたはどのようにすることにしていますか。（1つに○）

「考えているが、まだ決めていない」の割合が20.6%で最も高く、「別居する他の家族・親族に頼む」16.8%、「施設や病院などに一時的に依頼する」11.0%と、他は以下のとおりとなっています。

介助者が介助できなくなった場合の対処について



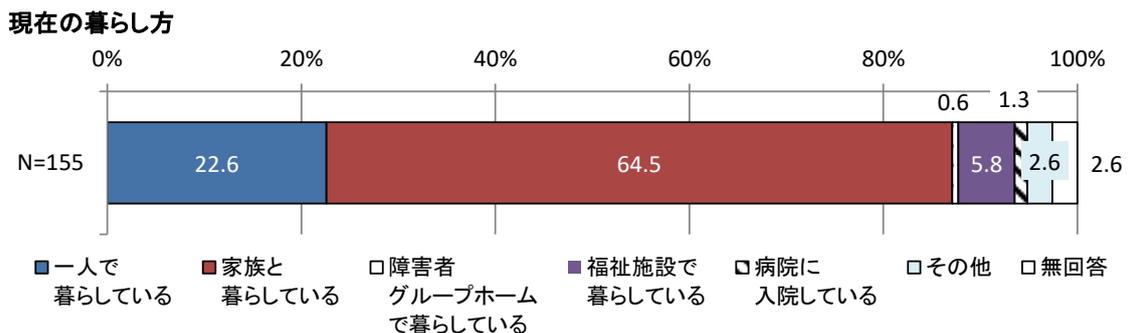
問 15 障がいの状況や介助者の状況について、御意見をお聞かせください。

主な内容
介助する側も健康に気を付け、運動もできるだけ努力をし、健康診断も受けている。
子供が介護職員をしている。
町内で緊急に対応してくれる施設や緊急介助員がいるとよいと思う。
今は、全て自分でできているが、年齢を重ねる毎に不安になることもある。
会話、買物がスムーズにできない。
施設入所中。
自分の障がいに対する病院がなく、通院が遠く不便。
介助者の母も高齢で不安。
半身麻痺により、室内も車椅子。車椅子への移乗も手すり無しでは不可能。視力、耳も不自由。
手術の失敗により、歩くことも困難。
入所している施設では、運動ができない様なので、筋肉も衰えて歩行も困難な状態。
免許返上してから友達だよりになった。
目が見えにくい部分があるが、自分なりに工夫して生活している。
地域の集団的な援助活動や緊急時対応策を考えてみては？緊急のベルの設置。
現在人工透析 30 年目。介助者はいない。
家族だけでなくヘルパーの手を借りることが出来るようにしてほしい。障がい4級で、町からの援助は何も受けていない。広報誌で教えて欲しい。

(4) 住まいや暮らしについて

問 16 現在どのように暮らしていますか。(〇は1つ)

現在の暮らし方は、「家族と暮らしている」の割合が 64.5%で最も高く、次いで「一人で暮らしている」22.6%、「福祉施設で暮らしている」5.8%と、他は以下のとおりとなっています。

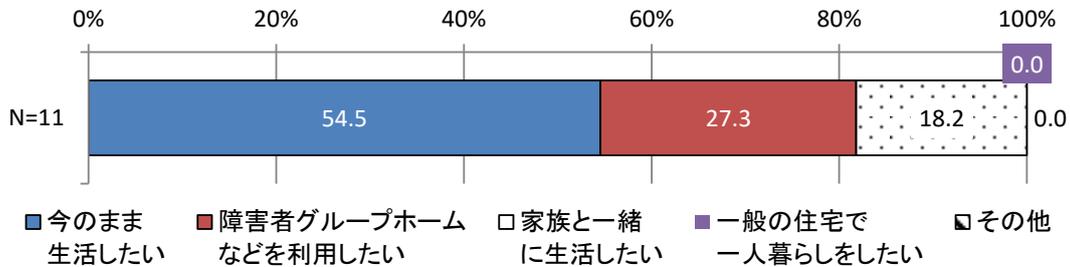


(問 16 で「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」を選択した方)

問 16-1 将来、地域で生活したいと思いますか。(〇は1つ)

「今のまま生活したい」の割合が 54.5%で最も高く、次いで「障害者グループホームなどを利用したい」27.3%、「家族と一緒に生活したい」18.2%となっています。

将来、地域で生活したいか

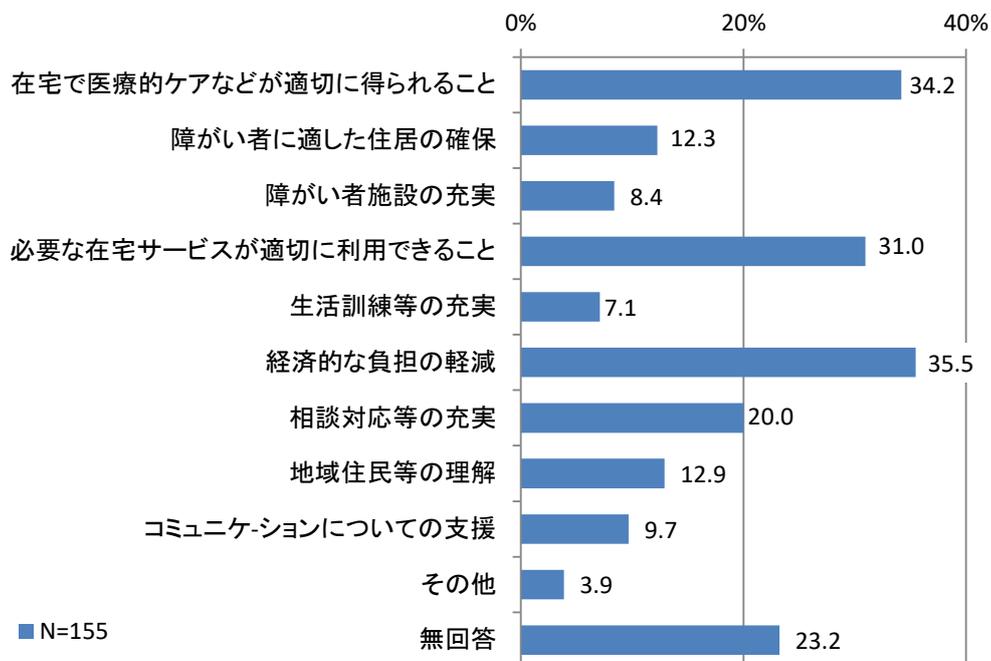


問 17 地域で生活するためには、どんな支援があればよいですか。(あてはまるものすべてに〇)

「経済的な負担の軽減」の割合が 35.5%で最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」34.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」31.0%、「相談対応等の充実」20.0%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、介護する者の心身のケア、外出のための支援等がありました。

地域で生活するために必要な支援



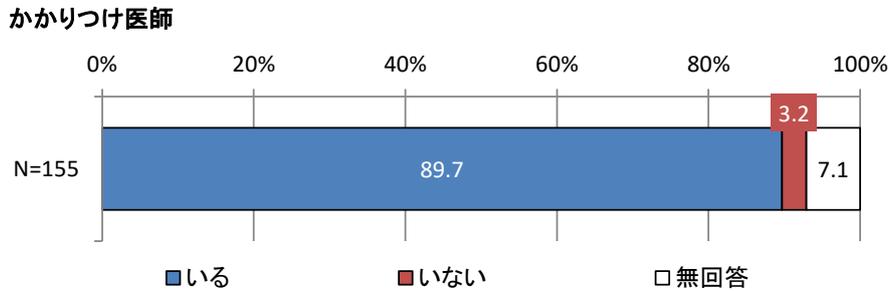
問 18 住まいや暮らしについて、何か困っていることなどありましたら、御意見をお聞かせください。

主な内容
バリアフリーの段差のない家にしたい。
台風の時のライフラインについて協議いただきたい。
近くに店がなく、買い物が不便。
公民館や施設等のバリアフリー、スロープなどの設備対応。
家でできる内職などの仕事はないか。介護以外に何か出来ることがあれば。
おむつ代の助成。
町内に整形外科病院がほしい。
仕事をしたくても働けない。生活が苦しい。透析で国富に行っているが、ガソリン代の補助2万円が1カ月位でなくなる。車の購入価格の半分は免除してもらいたい。税金だけではなく。
歩行が不自由。
新築の場合の補助がない。リフォームでは補助があるのに社会復帰をして仕事をすると、所得があり、所得があると補助を受けられない。地域によって所得制度の差がありすぎる。
タクシー券、1日2000円までではなく1年間支給内であれば1日600円使っても良い様な、対応方式にしてほしい。
町内に透析のできる医療機関がほしい。
歩行浴等の充実。
住宅家賃の無償化及び綾川荘の風呂の無料化。

(5) 医療・保健の状況について

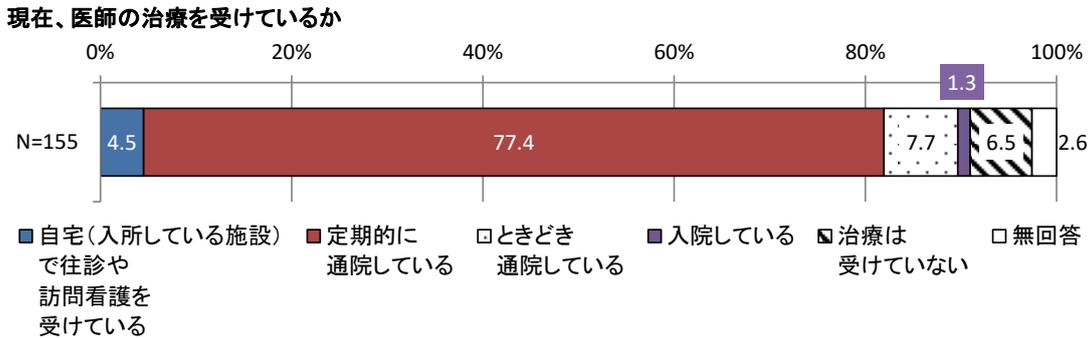
問 19 普段治療を受けたり、日常の健康について相談ができたりする「かかりつけ医師（病院・診療所）」がいますか、またはありますか。

かかりつけ医が「いる」の割合は89.7%、「いない」は3.2%です。



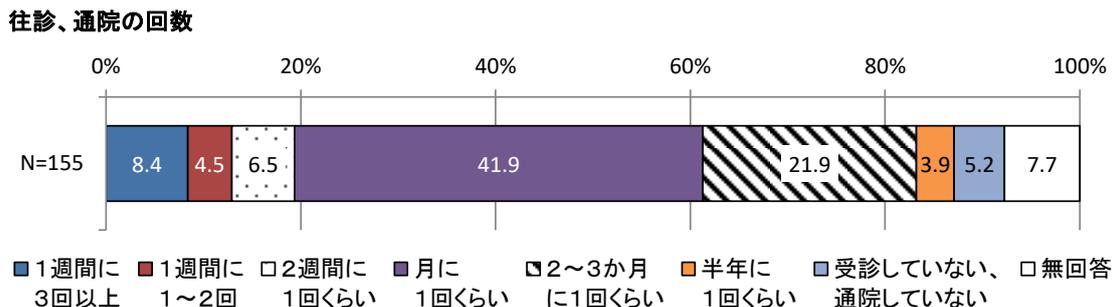
問 20 現在、医師の治療を受けていますか。(〇は1つ)

「定期的に通院している」の割合が77.4%で最も高く、次いで「ときどき通院している」7.7%、「治療は受けていない」6.5%、「自宅で往診や訪問看護を受けている」4.5%、「入院している」1.3%となっています。



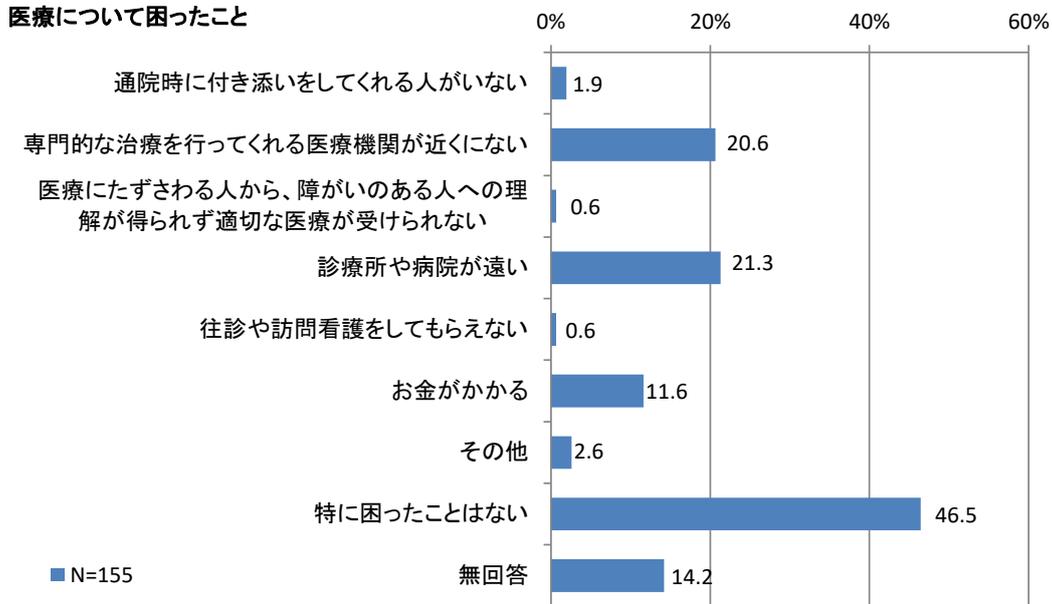
問 21 往診または、通院の回数は、どのくらいですか。(〇は1つ)

往診・通院の回数は、「月に1回くらい」の割合が41.9%で最も高く、次いで「2～3か月に1回くらい」21.9%、「1週間に3回以上」8.4%と、他は以下のとおりとなっています。



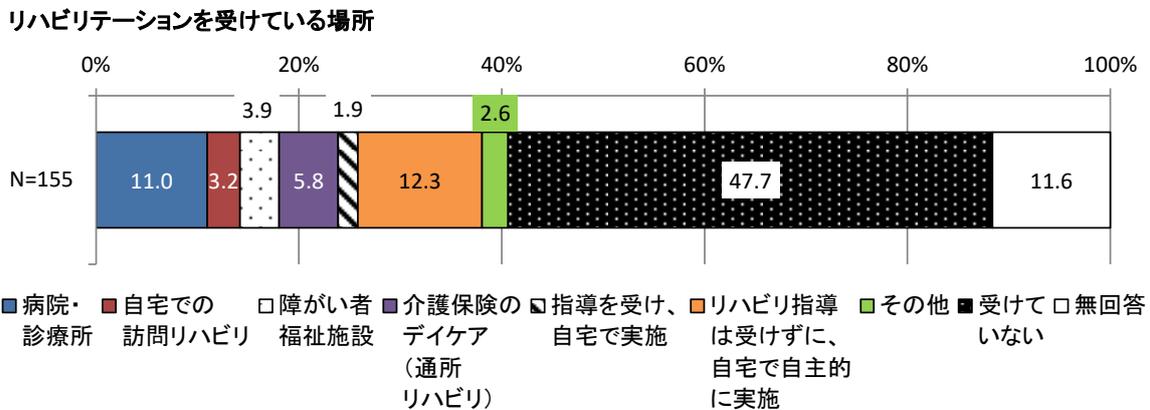
問 22 医療について困ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

「特に困ったことはない」の割合が46.5%で最も高く、次いで「診療所や病院が遠い」21.3%、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」20.6%と、他は以下のとおりです。その他の内容は、リハビリの施設が整っていない等がありました。



問 23 機能訓練や社会復帰・自立のための訓練（リハビリテーション）を主にどこで受けていますか。(○は1つ)

リハビリテーションは「受けていない」の割合が47.7%で最も高く、次いで「リハビリ指導は受けずに自宅で自主的に実施」12.3%、受けている場所は、「病院・診療所」11.0%、「介護保険のデイケア（通所リハビリ）」5.8%と、他は以下のとおりとなっています。



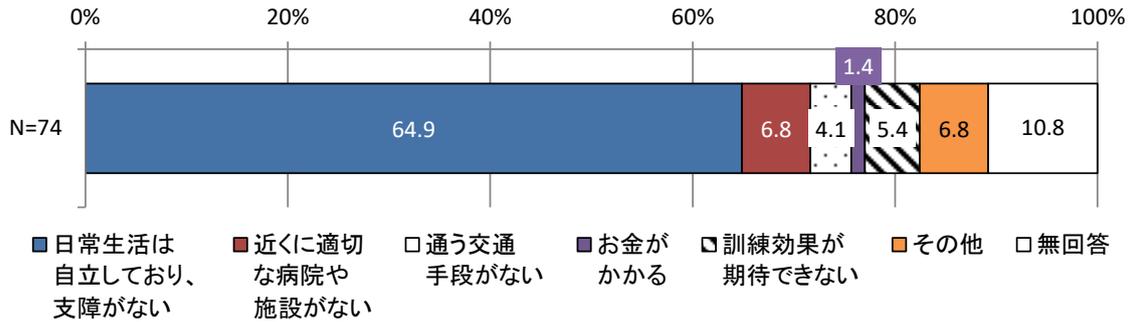
(問 23で「受けていない」を選択した方)

問 23-1 リハビリテーションを受けていない主な理由は何ですか。(〇は1つ)

受けていない理由は、「日常生活は自立しており、支障がない」の割合が64.9%で最も高く、次いで「近くに適切な病院や施設がない」と「その他」が共に6.8%、「訓練効果が期待できない」5.4%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、受けられない等がありました。

リハビリテーションを受けていない理由

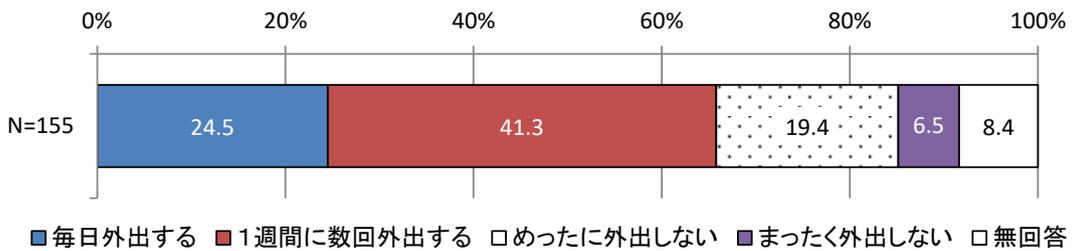


(6) 日中活動や就労についてお聞きします

問 24 1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つ)

外出頻度は、「1週間に数回外出する」の割合が41.3%で最も高く、次いで「毎日外出する」24.5%、「めったに外出しない」19.4%、「まったく外出しない」6.5%となっています。

1週間の外出程度

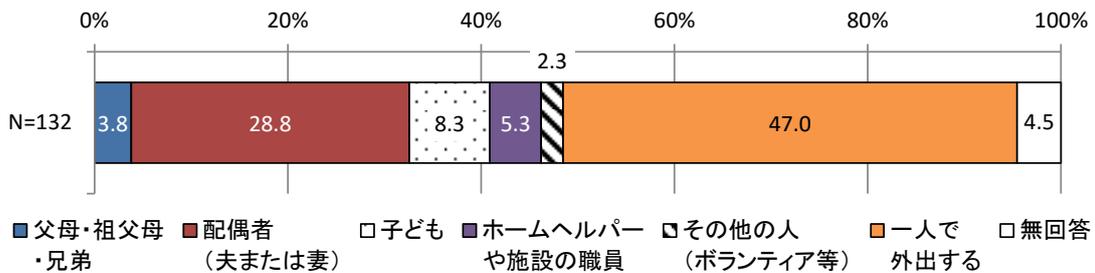


(問 24 で「外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」を選択した方)

問 24-1 外出する時の主な同伴者はどなたですか。(〇は1つ)

「一人で外出する」の割合が47.0%で最も高く、同伴者としては、「配偶者(夫または妻)」が28.8%、次いで「子ども」8.3%、「ホームヘルパーや施設の職員」5.3%と、他は以下のとおりです。

外出する時の同伴者

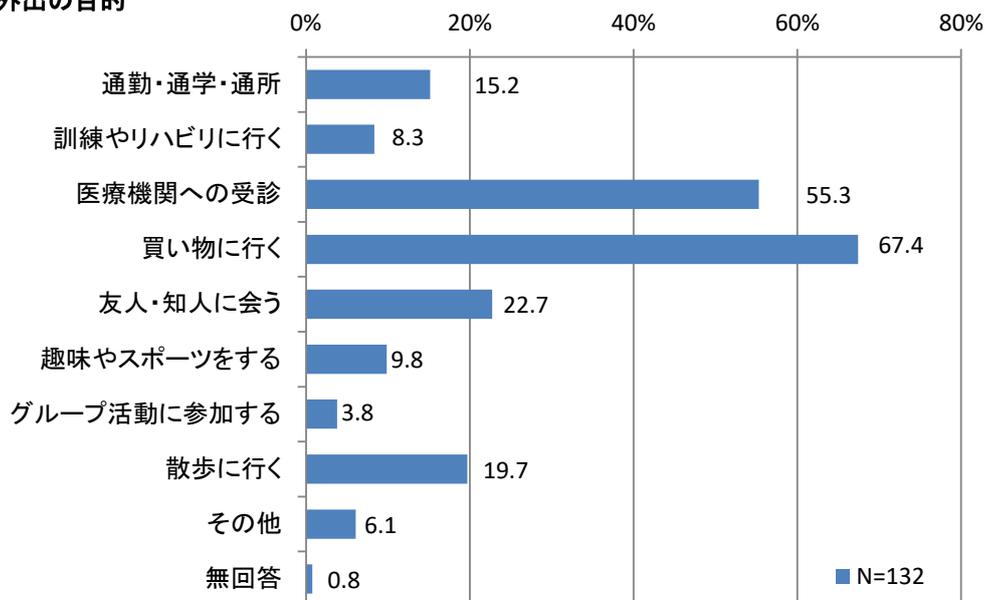


(問 24 で「外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」を選択した方)

問 24-2 どんな目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに〇)

外出の目的は、「買い物に行く」の割合が67.4%で最も高く、次いで「医療機関への受診」55.3%、「友人・知人に会う」22.7%と、他は以下のとおりとなっています。
その他の内容には、レジャー、温泉、仕事等がありました。

外出の目的



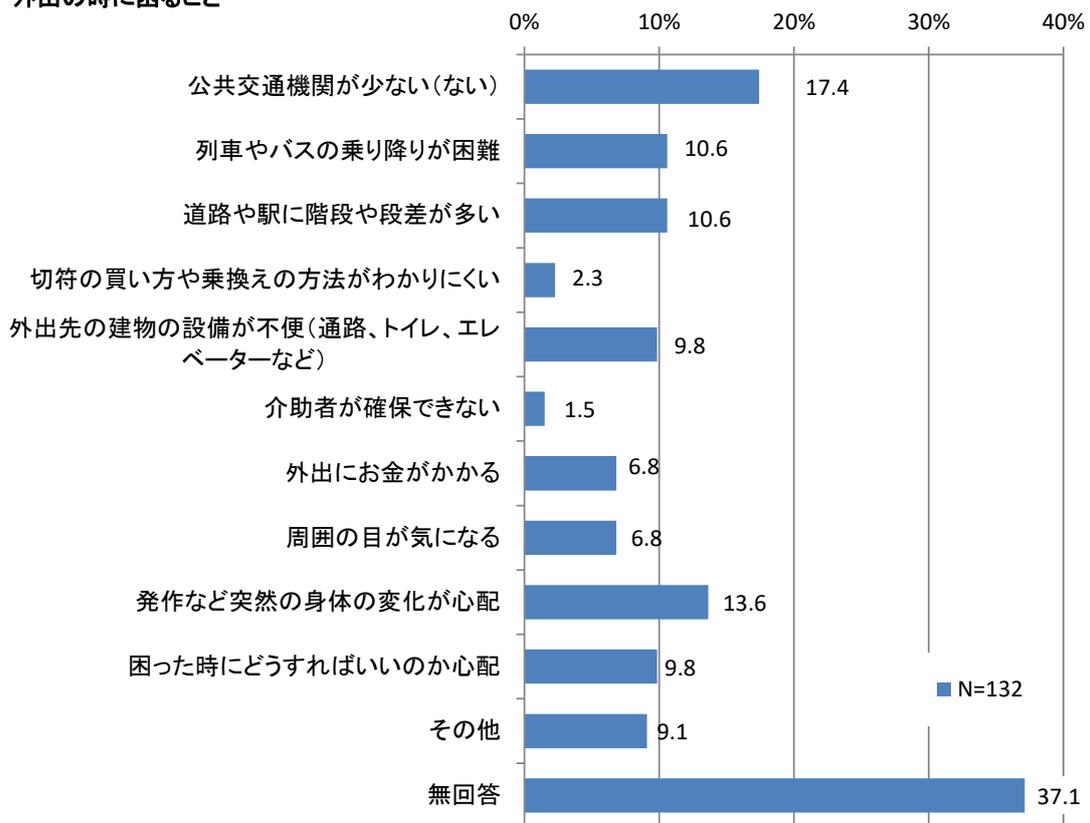
(問 24 で「外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」を選択した方)

問 24-3 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出時に困ることは、「公共交通が少ない(ない)」の割合が17.4%で最も高く、次いで「発作など突然の身体の変化が心配」13.6%、「列車やバスの乗り降りが困難」と「道路や駅に階段や段差が多い」がともに10.6%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、困ることはない、人の流れに着いていけない、歩道の整備がされていない等がありました。

外出の時に困ること

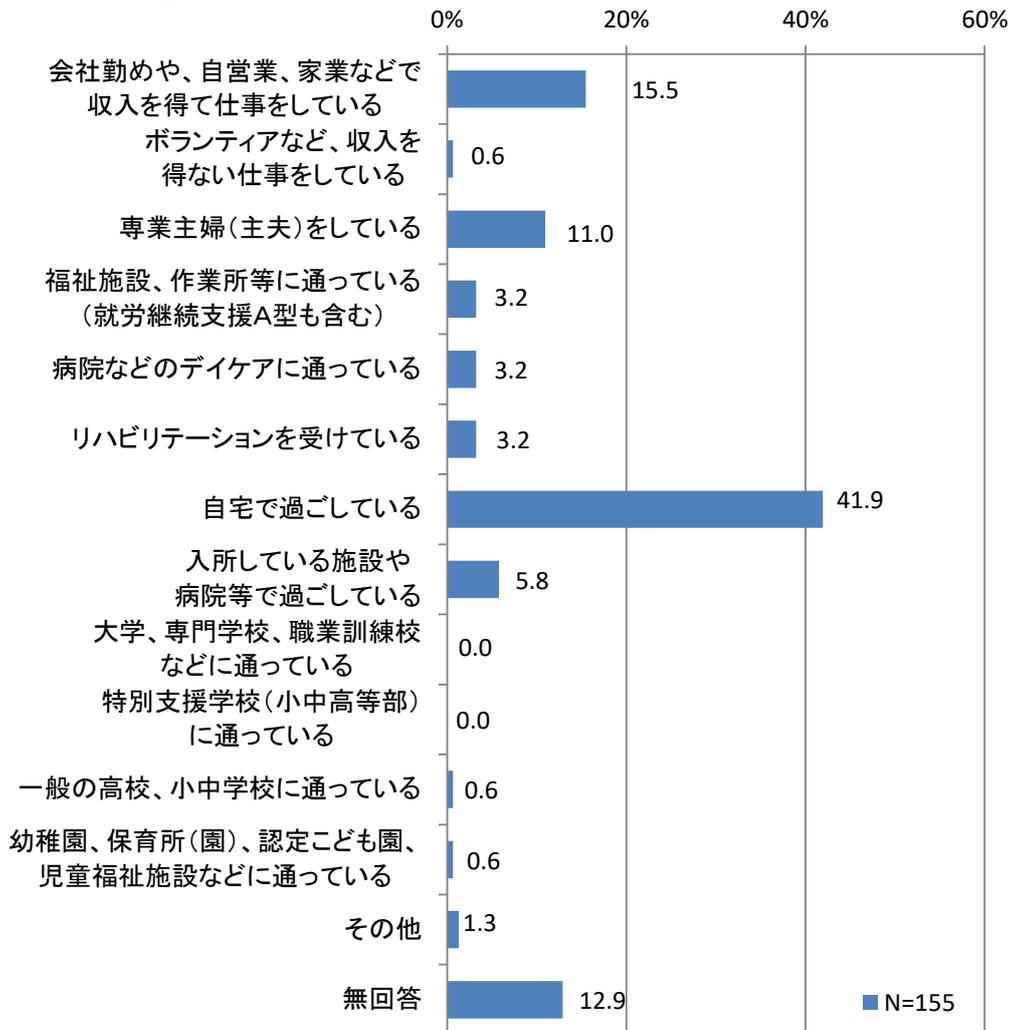


問 25 平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つ)

平日の日中の過ごし方は、「自宅で過ごしている」の割合が41.9%で最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」15.5%、「専業主婦（主夫）をしている」11.0%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、高年者センター、グラウンドゴルフ、家庭菜園等がありました。

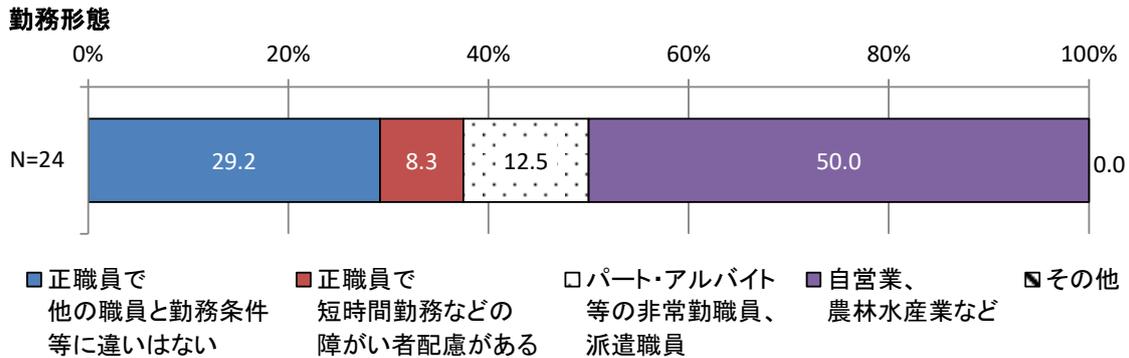
平日の日中の過ごし方



(問 25 で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した方)

問 25-1 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つ)

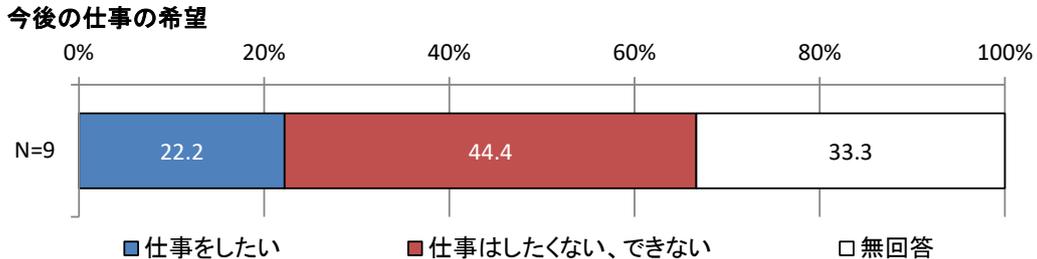
勤務形態は、「自営業、農林水産業など」の割合が 50.0%で最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」29.2%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」12.5%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」8.3%となっています。



(問 25 で「仕事」以外を選択した 18 歳～64 歳の方)

問 25-2 今後、収入を得る仕事をしたいですか。(〇は1つ)

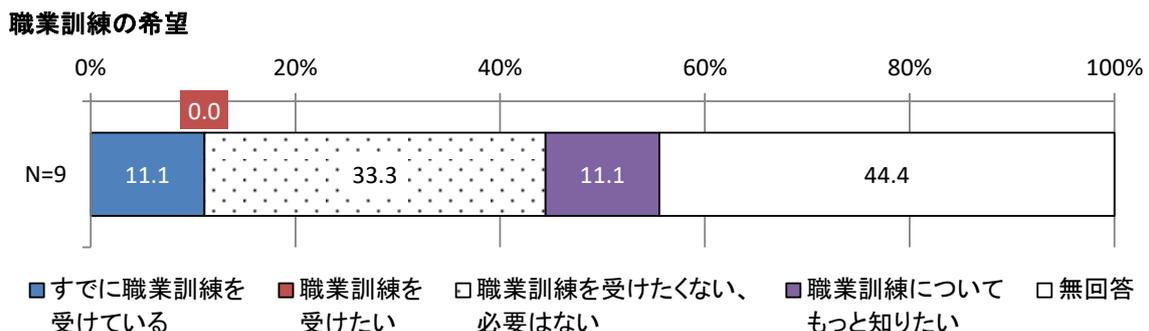
「仕事はしたくない、できない」の割合が 44.4%、「仕事をしたい」22.2%です。



(問 25 で「仕事」以外を選択した 18 歳～64 歳の方)

問 25-3 収入を得る仕事のために、職業訓練などを受けたいですか。(〇は1つ)

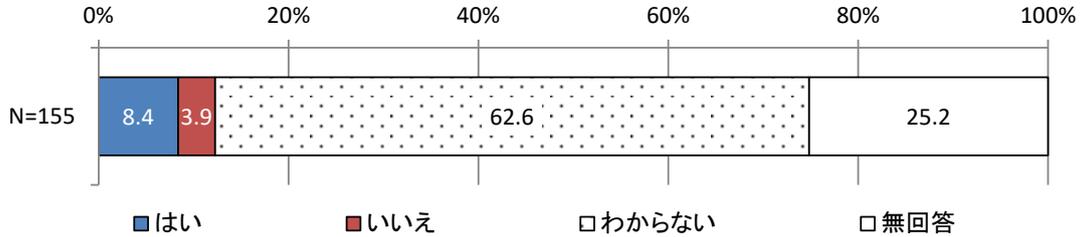
「職業訓練を受けたくない、必要はない」の割合が 33.3%で最も高く、次いで「すでに職業訓練を受けている」と「職業訓練を受けたくない、必要はない」がともに 11.1%となっています。



問 26 町内には障がいのある方が働く施設が不足していると感じますか。(〇は1つ)

「わからない」の割合が62.6%で最も高く、次いで「はい」8.4%、「いいえ」3.9%です。

町内に障がいのある方が働く施設が不足していると感じるか



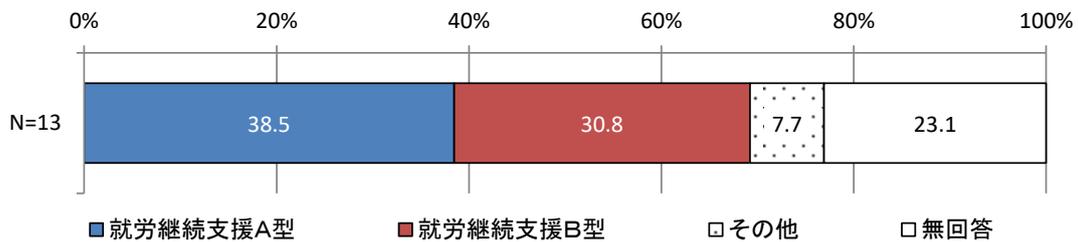
(問 26 で「はい」を選択した方)

問 26-1 町内にはどのような就労施設が不足していると感じますか。(〇は1つ)

不足していると感じるのは、「就労継続支援A型」の割合が38.5%で最も高く、次いで「就労継続支援B型」30.8%、「その他」7.7%です。

その他の内容には、会社等がないがありました。

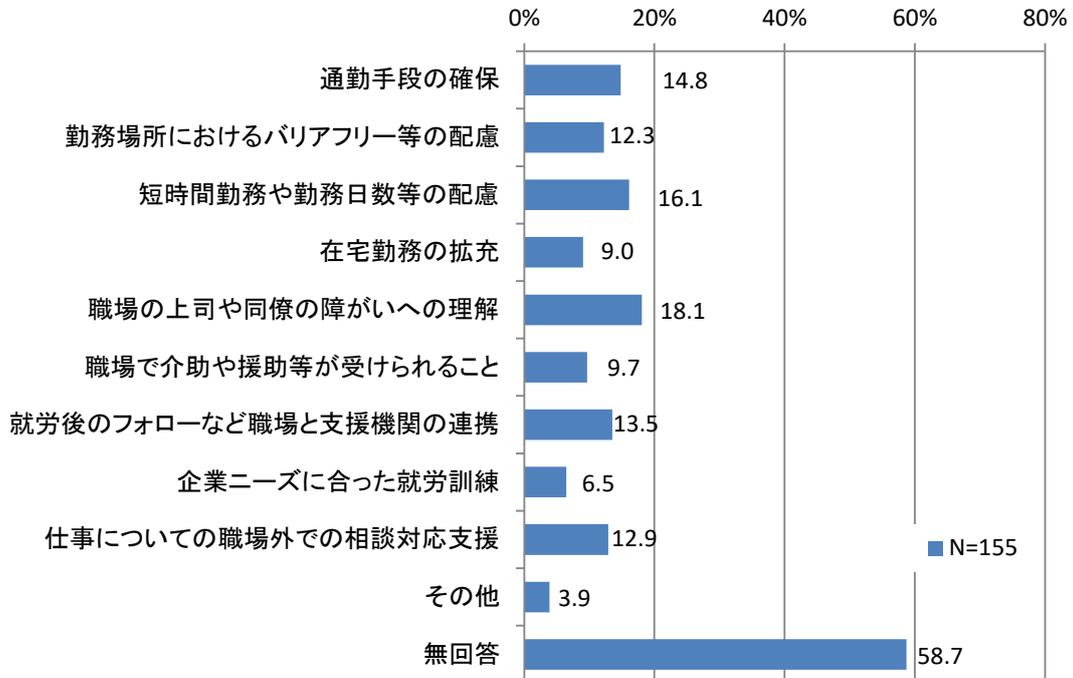
町内にはどのような就労施設が不足していると感じるか



問 27 障がい者の就労支援として、何が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

「職場の上司や同僚の障がいへの理解」の割合が 18.1%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」16.1%、「通勤手段の確保」14.8%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」13.5%と、他は以下のとおりとなっています。

障がい者の就労支援として必要なもの

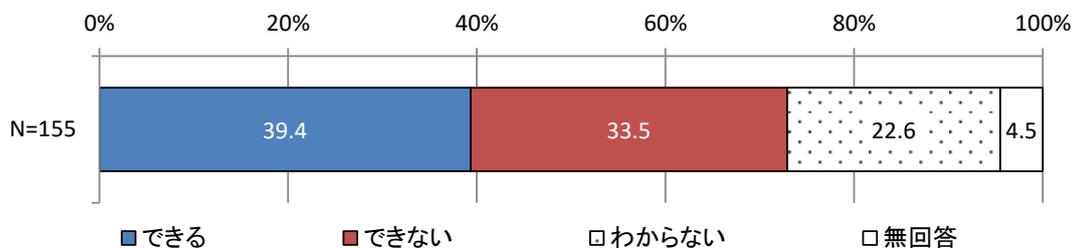


(7) 災害時の避難等や犯罪についてお聞きします。

問 28 火事や津波、地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つ)

一人で避難「できる」の割合が 39.4%、「できない」33.5%、「わからない」22.6%です。

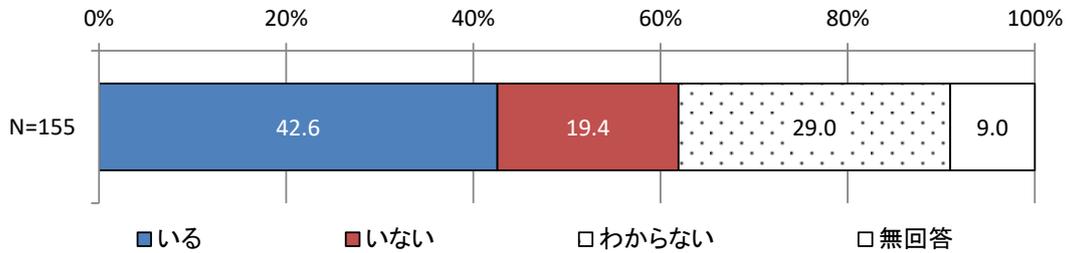
災害時に一人で避難できるか



問 29 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つ)

助けてくれる人は、「いる」の割合が42.6%、「いない」19.4%、「わからない」29.0%です。

近所に助けてくれる人がいるか

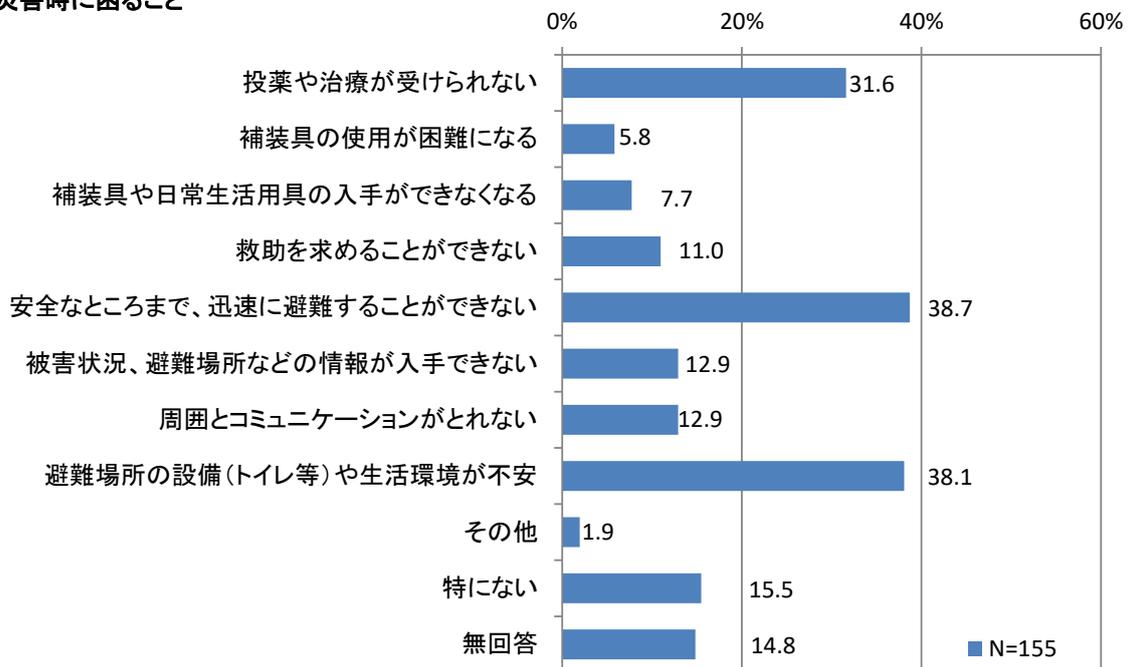


問 30 このような災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

災害時に困ることは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が38.7%で最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」38.1%、「投薬や治療が受けられない」31.6%と、他は以下のとおりとなっています。

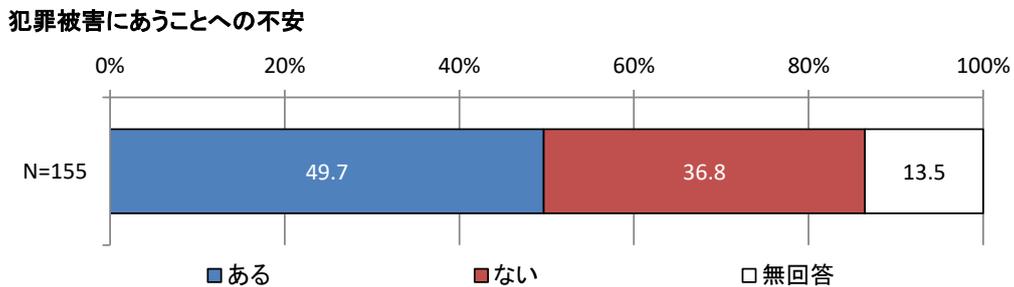
その他の内容には、停電時に電気が使えないがありました。

災害時に困ること



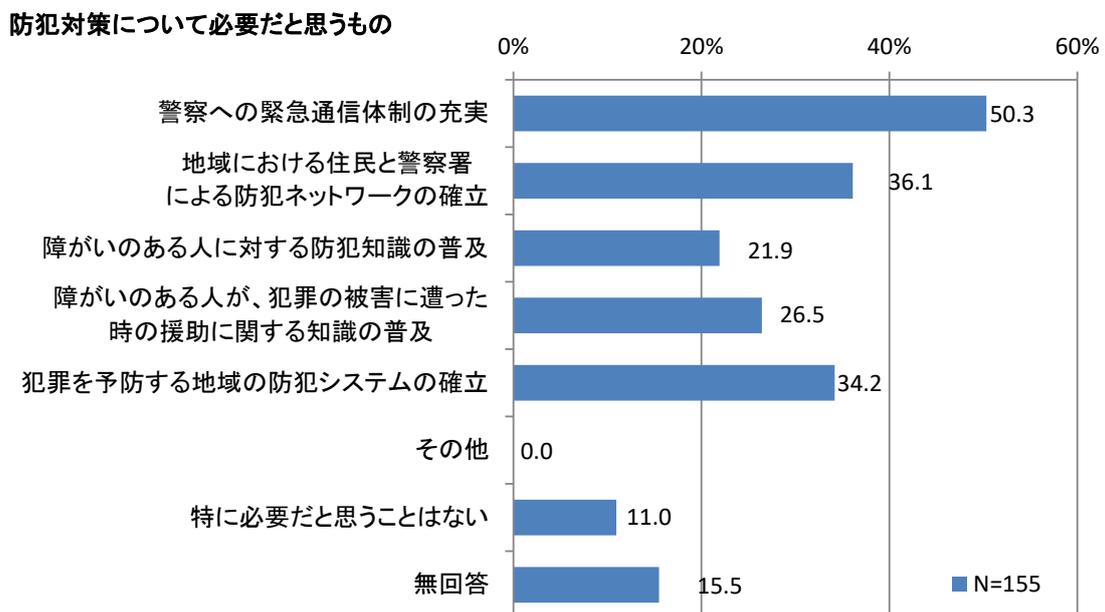
問 31 あなたは、犯罪被害にあうことへの不安はありますか。(1つに○)

不安が「ある」の割合は49.7%、「ない」36.8%です。



問 32 犯罪被害にあわないための防犯対策について、あなたが必要だと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

防犯対策で必要だと思うものは、「警察への緊急通信体制の充実」の割合が50.3%で最も高く、次いで「地域における住民と警察署による防犯ネットワークの確立」36.1%、「犯罪を予防する地域の防犯システムの確立」34.2%と、他以下のとおりとなっています。

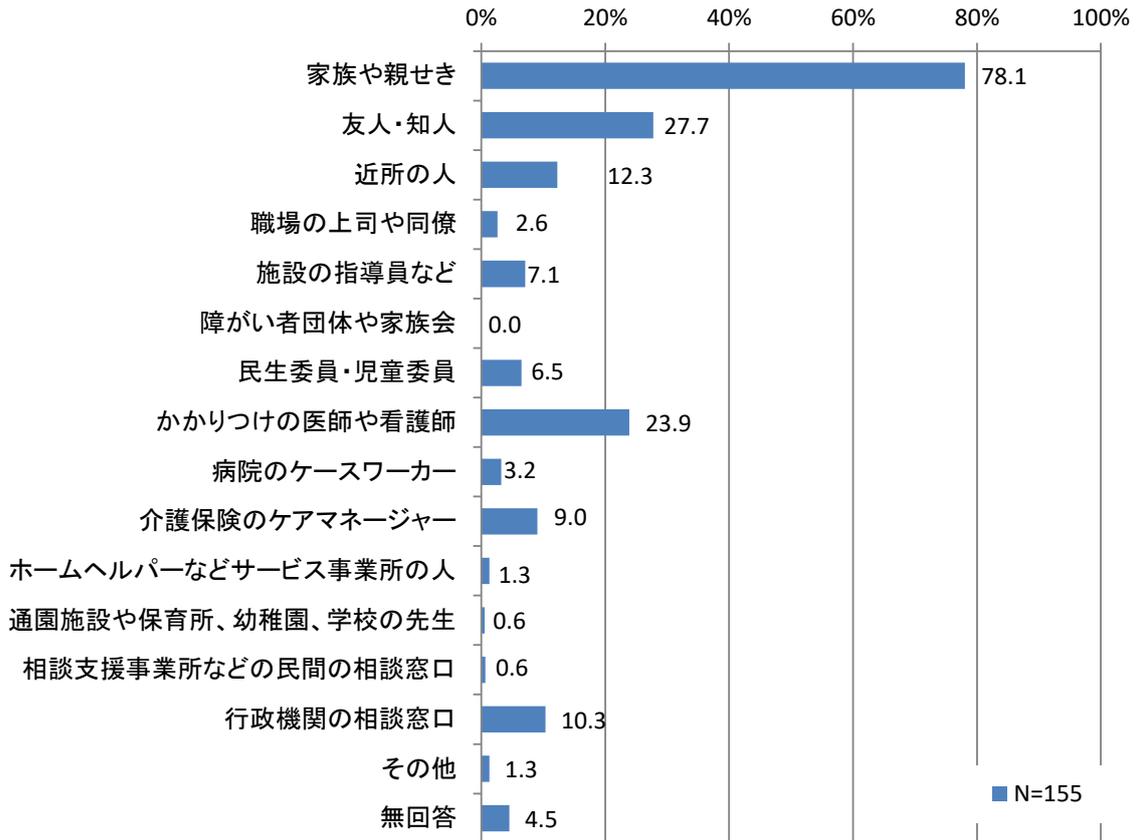


(8) 相談相手についてお聞きします。

問 33 普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

相談相手は、「家族や親せき」の割合が78.1%で最も高く、次いで「友人・知人」27.7%、「かかりつけの医師や看護師」23.9%と、他は以下のとおりとなっています。

悩みなどの相談相手

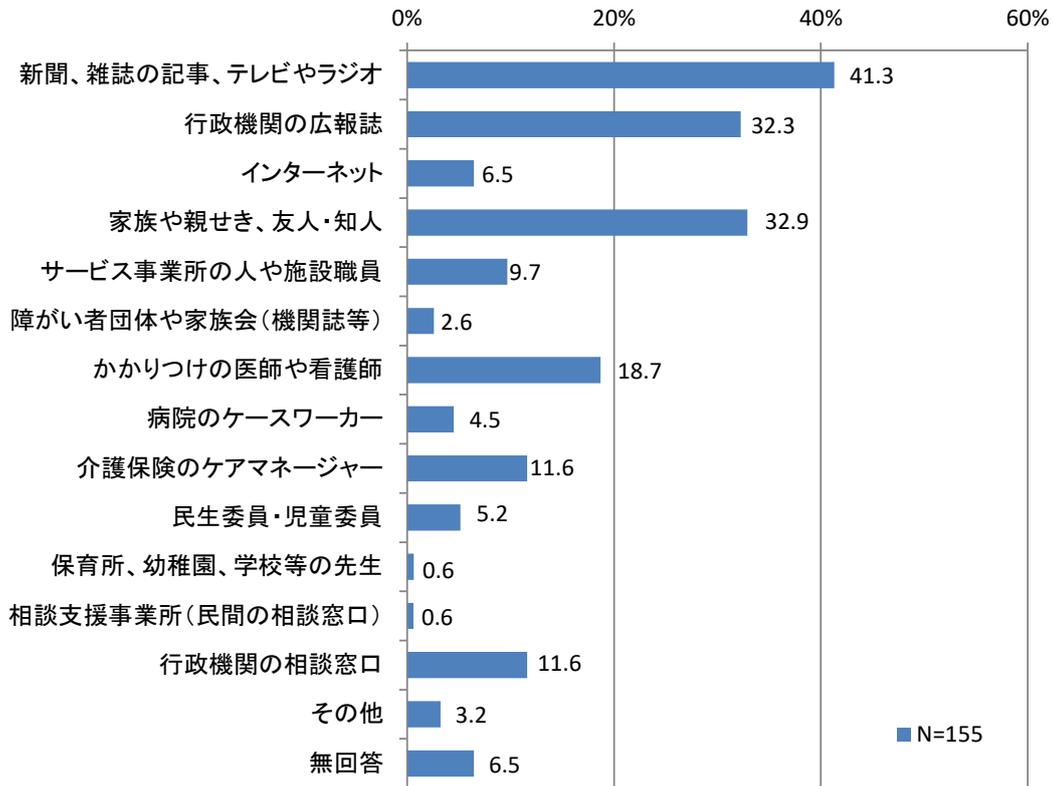


問 34 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

情報の入手先は、「新聞、雑誌の記事、テレビやラジオ」の割合が41.3%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」32.9%、「行政機関の広報誌」32.3%と、他は以下のとおりです。

その他の内容には、包括支援センター等がありました。

情報の入手先

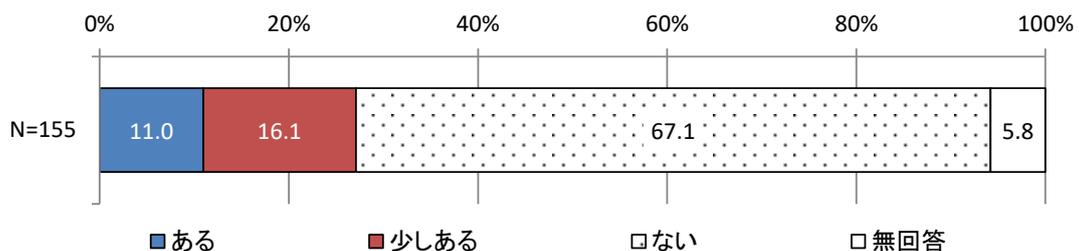


(9) 差別や権利擁護についてお聞きします。

問 35 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか (○は1つ)

差別や嫌な思いをしたことは「ない」の割合が67.1%で最も高く、「少しある」16.1%、「ある」11.0%です。

差別や嫌な思いをしたこと

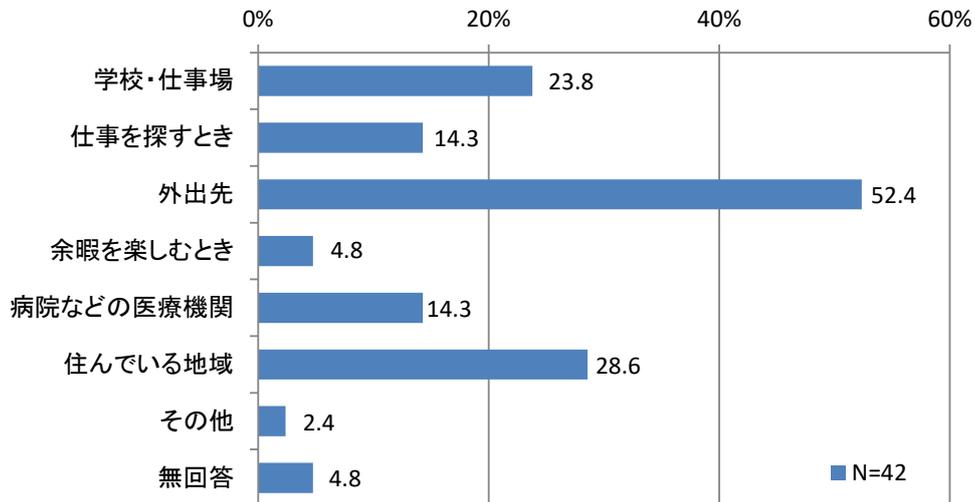


(問 35で「ある」または「少しある」を選択した方)

問 35-1 どんな場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

差別や嫌な思いをした場所は、「外出先」の割合が 52.4%で最も高く、次いで「住んでいる地域」28.6%、「学校・仕事場」23.8%と、他は以下のとおりとなっています。

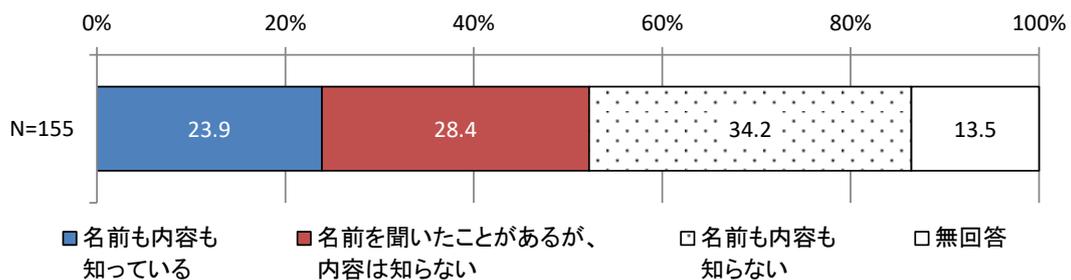
差別や嫌な思いをした場所



問 36 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つ)

成年後見制度について、「名前も内容も知らない」の割合が 34.2%で最も高く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」28.4%、「名前も内容も知っている」23.9%となっています。

成年後見制度について



(10) 地域福祉や障がいへの理解をお聞きします。

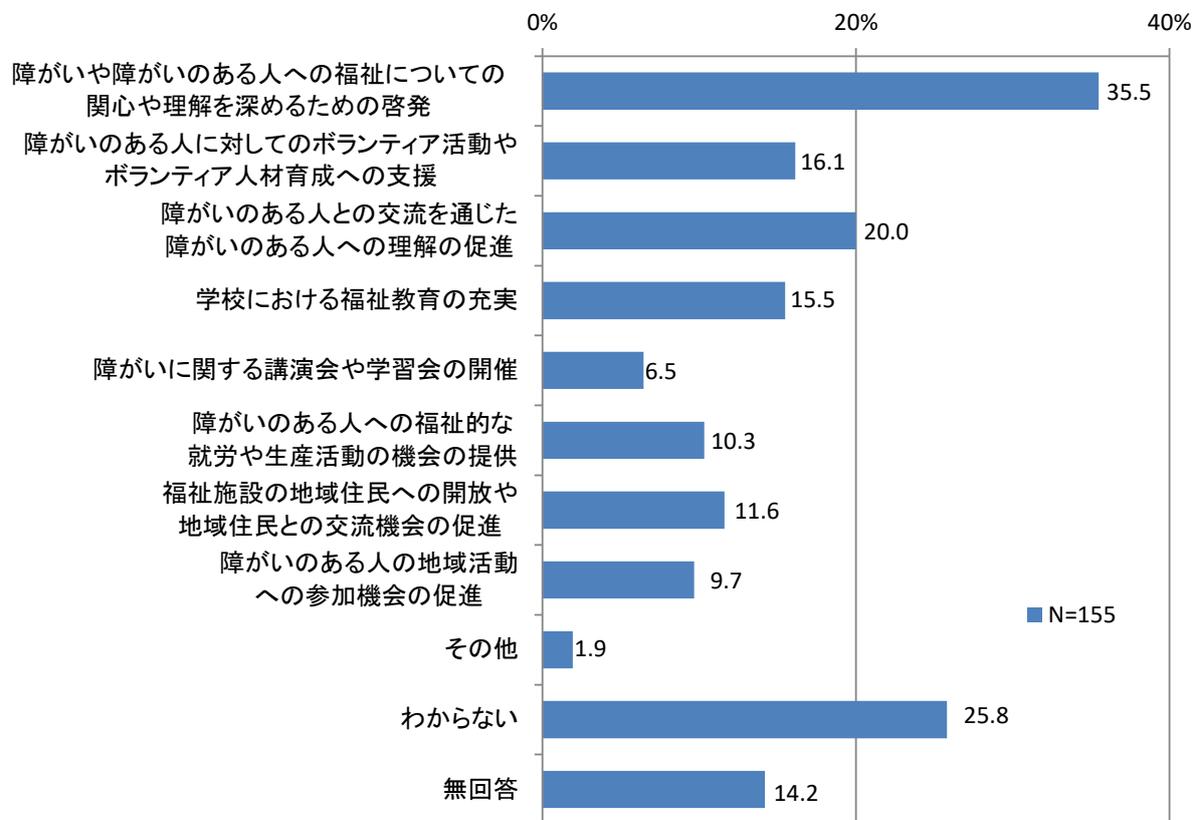
問 37 「障がい」への町民の理解を深めるために、何が必要ですか。

(あてはまるもの2つに○)

「障がい」への町民の理解を深めるために必要なことは、「障がいや障がいのある人への福祉についての関心や理解を深めるための啓発」の割合が35.5%で最も高く、次いで「わからない」25.8%、「障がいのある人との交流を通じた障がいのある人への理解の促進」20.0%と、他は以下のとおりとなっています。

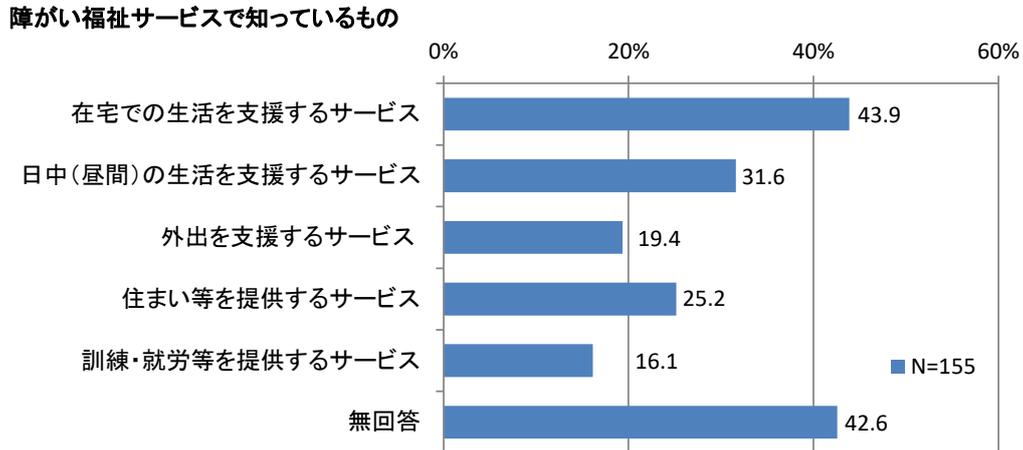
その他の内容には、人権と障がいについての件の取り組みに参加してみる等がありました。

「障がい」への町民の理解を深めるために必要なこと



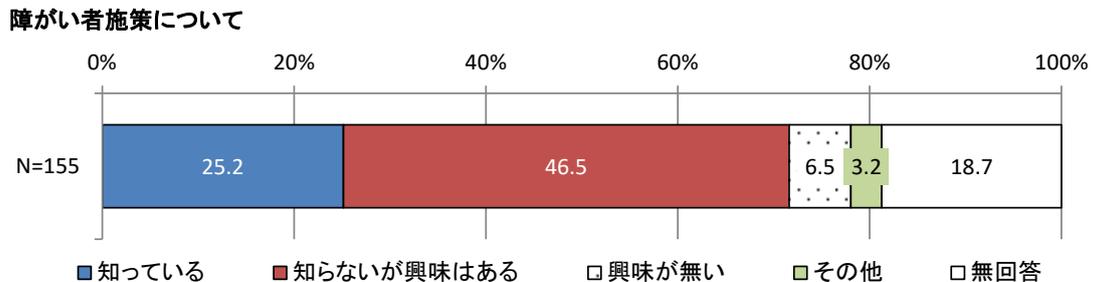
**問 38 障がい福祉サービスについて、知っているものがあればお答えください。
(あてはまるものすべてに○)**

障がい福祉サービスで知っているものは、「在宅での生活を支援するサービス」の割合が43.9%で最も高く、次いで「日中（昼間）の生活を支援するサービス」31.6%、「住まい等を提供するサービス」25.2%と、他は以下のとおりとなっています。



問 39 現行の障がい者施策をご存知ですか。(1つに○)

障がい者施策については、「知らないが興味はある」の割合が46.5%で最も高く、次いで「知っている」25.2%、「興味が無い」6.5%、「その他」3.2%です。



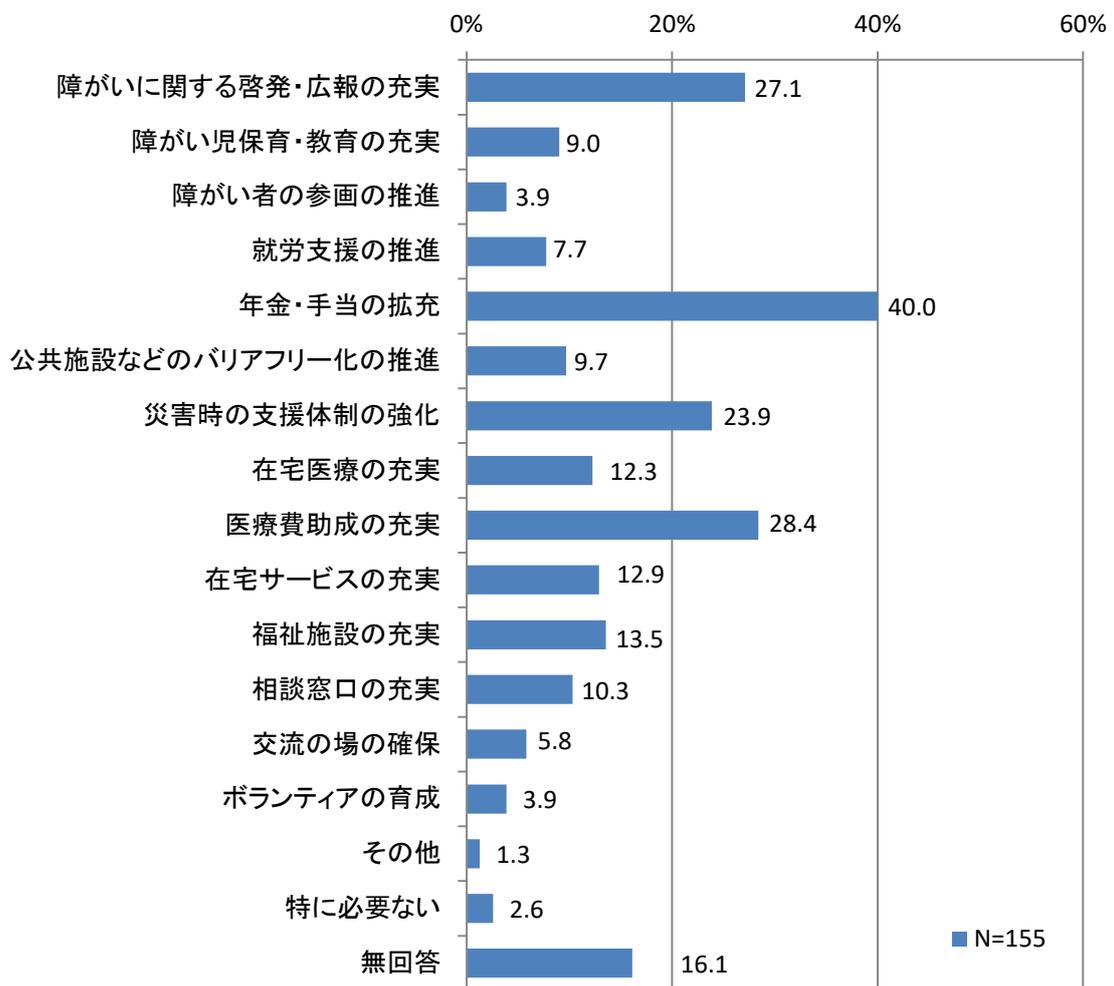
(11) 行政へのご意見・ご要望をお聞きします。

問 40 綾町内に居住され、障がいや病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて何が必要ですか。(主なもの3つまで〇)

福祉のまちづくりの推進に向けて必要なものは、「年金・手当の拡充」の割合が40.0%で最も高く、次いで「医療費助成の充実」28.4%、「障がいに関する啓発・広報の充実」27.1%、「災害時の支援体制の強化」23.9%と、他は以下のとおりとなっています。

その他の内容には、医療機関がありました。

福祉のまちづくりの推進に向けて必要なもの



3 アンケート調査結果からみえる課題

(1) 相談支援体制について

- 近年、全国的に大人の発達障がい者や難病疾患や高次脳機能障がい等の相談も多くなっている傾向があります。今回の調査でも、「発達障がいと診断されたことがある」割合が、1.9%、「高次脳機能障がいと診断されたことがある」割合が、5.8%ありました。さまざまな障がい者への地域生活を支えるために、障がいのある人の希望に応じた地域との幅広いつながり方について住民とともに検討する機会や、既存事業への障がいのある人の参加促進など、誰もが安心して将来も生活できる環境の整備が必要です。
- 「地域で生活するためにどのような支援が必要か」について尋ねると、「経済的な負担の軽減」の割合が35.5%あり、一人ひとりにあった生活環境の確保のためには、経済的安定が重要な要素の一つだとわかります。また、就労希望については、仕事をしたくても働けない、生活が苦しいなどのご意見もありました。就労は、就労意思がある方へのさまざまな障がいに対応できる職場環境の整備・確保もこれからは就労継続、就労定着のうえで重要です。また就職後、一定期間経過した後に問題が生じるケースや、特別支援学校等から直接一般就労する人など、サービスとのつながりが希薄な方が増えつつあります。このような点からも、サービスを利用しない人や一定期間経過している人にも必要な情報が届き、地域の中で困ったままにさせない相談支援の取り組みについて検討する必要があります。

(2) 移動手段の確保について

- 「移動手段」について「外出時に不便を感じる」や、「困ること」について尋ねると、「公共交通機関が少ない」と答えた人の割合が17.4%、「発作など突然の身体の変化が心配」が13.6%、「道路や駅に階段や段差が多い」、「列車やバスの乗り降りが困難」が共に10.6%とそれぞれ上位回答となっています。障がいのある人などが、円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障がい者などへの配慮が継続して必要です。また、「周囲の目が気になる」との回答もあり、障がいのある方への日頃からの思いやりの心や配慮が必要です。

(3) 災害時の避難や犯罪について

- 「災害時の避難移動」について尋ねると、「災害時に一人で避難できる」と回答した割合は39.4%です。反面「避難できない」、「わからない」と回答した人の割合は56.1%となっています。さらに、家族不在やひとり暮らしの場合に、近所にあなたを助けてくれる人はいるかとの質問では、「いない」、「わからない」の合計が、48.4%と約5割に達しています。日頃の移動だけではなく、災害などの際は誰もが避難できる体制構築と避難できる地域環境の両方がなければ安全に避難することは難しくなります。日頃から、移動手段の確保を障がいのある人やその家族と共に検討することが重要です。

- 「犯罪」について、「犯罪被害にあうことへの不安」について尋ねると、「ある」と回答した割合は 49.7%にのぼります。防犯対策で必要だと思うものについて尋ねると、「警察への緊急通信体制の充実」の割合が 50.3%で最も高く、次いで「地域における住民と警察署による防犯ネットワークの確立」36.1%、「犯罪を予防する地域の防犯システムの確立」34.2%となっています。このように、日頃からの警察との連携や地域住民とのネットワークは不可欠です。

(4) 就労等について

- 「就労形態」を尋ねると、約3割が正職員で他の職員と変わらない条件で勤務しています。また、正社員で短時間の勤務配慮の人が 8.3%、パート・アルバイト等の非常勤職員や派遣社員が 12.5%います。
本町では、就労継続支援事業所A型や、B型については計画的な整備・運営により安定した支援体制を確保されているものの、今回の調査では、不足感を感じている方もA型で 38.5%、B型で 30.8%います。また、重度の障がいに対応した事業所へのニーズや医療的ケアが必要な障がい者への対応は、事業所単独での整備は困難な状況です。就労等においては、本町の状況を理解した上で事業者と向き合った支援的整備促進等が必要です。
- 障がいのある人等の自立支援の観点からは、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービスの提供体制を整えることが必要です。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向け、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めることが望まれます。

(5) 障がい者差別解消と権利擁護の推進について

- 「障がい者への差別」では、差別をされたと感じたことについて「されたことがある」（「ある」と「少しある」の合計）と回答した方の割合が 27.1%になっています。また、差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」52.4%、「住んでいる地域」28.6%、「学校や職場」23.8%、「仕事を探すとき、病院などの医療機関」が共に 14.3%と上位で回答しています。平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮[※]が義務化され 8 年が経過しようとしています。障がいのある人に対する適切な配慮を行うことはもとより、地域社会においても、住民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について、考え実践につなげていくことが重要です。また、「差別」と同時に「虐待」も、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際、どのような場面で発生しても、通報先の一元化、24 時間 365 日体制など迅速かつ的確な対応を考えなければなりません。今後もこうした事例に対応できる体制確保が必要です。

※ 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上での困難さを、周りからのサポートや環境の調整によって軽減するための配慮のこと

- 「成年後見制度についての認識および周知」では、「名前も内容も知らない」の割合が34.2%で最も高く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.4%となっています。障がいのある方の高齢化が進行し認知症の方も増加していくことが予想される中で、保護者など監護者なき後、障がいのある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度等の周知とともに取り組みを促進することが必要です。

(5) 障がいへの理解について

- 「障がいへの理解」では、「障がいへの町民の理解を深めるために必要なこと」について尋ねると、積極的な意見では、「障がいや障がいのある人への福祉についての関心や理解を深めるための啓発」の割合が35.5%で最も高く、次いで「障がいのある人との交流を通じた障がいのある人への理解の促進」が20.0%となっています。

一方で、「わからない」という回答は25.8%となっており正直な回答だと考えます。「障がい」または「障がい者(児)」を理解するには、障がいのある方と日常頻繁に接する機会はそれほど多くない中で、難しい現実があるかもしれません。しかし、今回の調査からも、障がいのある人に対するボランティア活動などへの支援も16.1%あり、また、障がい者(児)を主体としたイベント会場などに行くと、障がいのある人と接することができます。「人権」や「障がい」についての取り組みに参加してみる等、地道な取り組みの継続により、少しずつ障がいへの理解が進むものと期待します。



第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

近年、障害者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」において、「共生社会の実現」を目指し施策の基本的な方向を定め推進しています。

本町においても、これまで「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を継承し、障がいの有無に関わらずすべての町民が互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う「完全参加と平等」の具現化をめざし、障害者施策の推進を図ってきました。

そしてこれからも、本町は「共生社会」の更なる実現に向け、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、障害のある人たち一人ひとりが抱える困難さを解消する多様な支援の充実に努め、安全で安心な暮らしができる福祉のまちをめざすことが大切です。

本計画は、「綾町第2期障がい者計画」の基本理念である【障がいのある方の完全参加と平等】を継承し、誰にとっても住みよいまちをめざします。

◆基本理念

～ 障がいのある方の完全参加と平等 ～

2 基本的視点

基本理念の実現に向け前計画で定められた方向性を継承し、計画推進期間で実現すべきこととして次の3つの視点を本計画の基本的視点として、総合的に施策を推進します。

視点1 一人ひとりの一貫した生涯を通した一体的支援体制の構築

障がいのあるすべての人がライフステージに応じ、安心して生活を送ることができるよう、新生児から乳幼児、学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援、支援体制が必要です。

また、多様なニーズを持った障がい者や家族などが、利用しやすい相談ネットワークの構築による総合的なサービスの構築が必要です。

視点2 地域での自立生活を可能とする基盤整備・仕組みづくり

誰もが、安心して住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、基盤を整備する必要があります。

そして、障がいのある人が安心して生活できるよう、関係課や関係機関と連携を図り、就業先環境や住まいをはじめとし、生活しやすいまちの環境整備を進めるとともに、地域が一体となり支援が必要な人を見守る体制づくり（仕組みづくり）が必要です。

視点3 その人らしさを互いに尊重し合う地域社会の推進と社会参加の活性化

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に権利を尊重し、社会の一員として包み支え合う地域づくりが必要です。

また、障がいのある人が気軽にスポーツやレクリエーション活動、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるような環境の整備が望まれており、当事者の活動や活動を支援するNPO、ボランティアなどの活動に対する支援への取り組みの充実により、障がい者の社会参加の活発化が必要です。

3 基本的施策の柱

基本理念の実現に向け、前計画で定められた方向性を継承し、計画推進期間で実現すべきこととして、次の8つを本計画の基本的施策の柱として、総合的に推進します。

(1) 障がいや障がいのある人への理解促進と共生

障がいのある人もない人も、共に生きていく社会にしていけるためには、すべての人が障がいについての正しい知識と理解を深めていくことが必要です。さらに、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障がい者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。

また、障がい者虐待の防止、障がいのある人の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを国・県の推進体制に併せ推進することが重要です。

本町では、障がいのある人の各種援護制度等について、手帳を新たに取得した人に対し援護一覧を配付し、受けることのできるサービスの説明をするなど、啓発・広報活動に取り組んでいます。

今後は、障がい者理解のための啓発をさらに進めていくとともに、「障害者基本法」に定められた障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について町民の理解を深め、誰もが障がいのある人へ自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ります。

(2) 生活支援の整備

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援の情報等の提供を行ってくれるような相談支援体制づくりが重要です。気軽に相談できる身近な相談支援体制は、障害者施策のなかでも重要な施策のひとつであり、障がいのある人の悩みや必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれる相談支援体制基盤の強化・連携を図る必要があります。

障がいのある人の相談に対しては町職員や相談支援専門員が応じ、相談支援事業所、地域活動支援センターと利用契約を締結し、住民が利用できるようになっています。本町では、身体障がい者相談員が設置されています。

また、障害福祉サービス利用の際、必要となるサービスの検討や申請及び障害福祉サービス事業所との調整やサービス等利用計画等の書類作成については、これからも相談にあった事例等に対応

し、身近なところで気軽に相談できる窓口及び専門的な相談ができる体制が必要です。多様化するニーズに対応するためにも、関係機関と連携のもと、窓口機能の役割分担の明確化と円滑な業務の遂行に向けた体制の構築、確保推進を図ります。

(3) 住みよいまちづくりの推進

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、災害時において情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。東日本大地震や熊本地震などの地震災害や近年の頻発する台風災害などの発生を契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

地域ぐるみの防災体制の整備や、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が多発しているなか、地域ぐるみの防犯体制の整備において、障がいのある人もない人も誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合うまちづくりに向けた取り組みが重要であり、取り組みに向けた整備を促進します。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活ができるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、これからも住宅・公共施設や道路などのバリアフリー化を積極的に推進します。

(4) 教育・育成環境の充実

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし一人ひとりの障がいの状態等などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

ノーマライゼーションの理念では、障がいの有無に関わらずできる限り共に教育を受けることが必要であり、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育システムの推進を行う必要があります。

さらに、障がいの重度化や複雑化、多様化により、それぞれの障がいの状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制や専門性の高い教育が求められており、教職員の資質向上に加え関係機関と連携のもと支援体制を充実することが必要です。

本町では、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を図るとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も含め生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。

(5) 保健・医療の推進

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりはとても重要です。

さらに、生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、体制を整備する必要があります。今後は、高齢化が進むなかで障がい者の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスの充実を図ります。

(6) 切れ目のないサービス基盤の整備（雇用・就労）

障がいのある人の社会生活を支援するうえで就労の持つ意味は極めて重要です。しかし、経済的環境が依然厳しい中で、障がいのある人の就業は思うように進んでいないのが実情です。

国においては、平成30（2018）年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるようになり、障がいのある人の就業促進への取り組みが一層重要になってきています。

これからも、法定雇用率に達していない企業への働きかけや障がいのある人の適性と能力に応じた、可能な限り働きやすい環境の確保、職場における障がいに対する理解の促進を図ります。

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき身近な地域で相談支援を受けることのできる体制が必要です。

また、障がいのある人の地域移行を推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進め、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが求められています。

障がいのある人及び障がいのあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保等に努めます。

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がいのある人が地域社会の中で生活し積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことを指します。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

4 施策の体系

基本理念	施策の柱	主要施策
障がいのある方の完全参加と平等	1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 障がいを理由とする差別解消の推進 (3) 虐待の防止と権利擁護 (4) 社会資源を活用した居場所づくり (5) ボランティア活動の促進
	2 生活支援の整備	(1) 利用者本位の生活支援体制の構築 (2) 在宅福祉サービスの充実 (3) 精神障がいのある人を対象とする施策の充実 (4) 施設サービスの充実 (5) 経済的自立の支援 (6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (7) サービスの質の向上
	3 住みよいまちづくりの推進	(1) 防災・防犯等対策の推進 (2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進
	4 教育・育成環境の充実	(1) 一貫した相談支援体制の整備 (2) 専門機関機能の充実と多様化
	5 保健・医療の推進	(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立 (2) 地域医療（医療・リハビリテーション）体制の充実 (3) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実 (4) 精神保健福祉対策の推進
	6 切れ目のないサービス基盤の整備（雇用・就労）	(1) 雇用機会の促進・拡大 (2) 総合的な支援施策の推進 (3) 福祉的就労の充実
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の充実 (2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築 (3) 地域生活への移行の支援 (4) 障がいのある子どもへの支援の充実
	8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 (2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実 (3) コミュニケーション支援体制の充実

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本理念の実現に向け、前計画で定められた方向性を継承し、計画推進期間で実現すべきこととして、次の8つを本計画の基本的施策の柱として、総合的に推進します。

1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生

(1) 啓発・広報活動の推進

障がい及び障がいのある人について町民の理解と認識をこれからも深めていくため、「障がい者の日」「障がい者週間」「福祉月間」等における意義、障がいのある人や高齢者に関する問題等をこれからも積極的に広報し等で取り上げ啓発します。

また、学校教育、生涯学習、ボランティア等を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深める機会を提供し、町民に正しい知識・理解を広めるための方法や活動内容等について検討を行います。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○「障がい者週間」「障がい者の日」等を通じた啓発・広報の推進 「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「障がい者の日」（12月9日）等において、障がいと障がいのある人について広く住民の理解を得るための啓発・広報を進めます。	継続
○町社協や各種事業を活用した啓発・広報活動の推進 町社協議の広報誌や各種事業を活用し、啓発・広報の活動を進めます。	継続
○各種援護活動等掲載のガイドブックの交付 障がいのある人の各種援護制度等を掲載したガイド冊子を作成し、障がいのある人に交付します。	継続
○小・中学校における福祉教育の推進 福祉教育を積極的に推進し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒のふれあいの機会をさらに増やし、交流の効果を教育の場に反映していくよう努めます。	継続
○地域住民に対する福祉教育の推進 住民全体の障がいのある人に対する理解を深めるため、広報紙や講習会を開催するなど地域住民の学習機会の拡充に努め、参加者が積極的に参加できるよう福祉教育の周知と内容の充実に努めます。	継続

(2) 障がい理由とする差別解消の推進

障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び合理的配慮の推進が必要です。

住民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず互いに良きパートナーとしてとらえ、障がいへの正しい理解を持って障がいのある人の社会参加を支援する意識の醸成を図ります。

本町では、福祉教育等の推進に取り組むとともに、障がい者関連事業について随時庁内職員へも周知するなど、公共サービス従事者に対しても障がいのある人への理解促進に取り組んでいます。

これからも、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、教育の現場や公共サービス従事者を含め障がいのある人に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

また、職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援の在り方について理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○職員等や公共サービス従事者への啓発 職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援の在り方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。	継続
○共に学ぶ教育の推進 障がいのある児童生徒と共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。	継続
○差別解消の推進 国や県と連携し、障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めると共に、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	新規

(3) 虐待の防止と権利擁護

障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○権利擁護の推進 障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進します。	新規

<p>○障がいのある人への虐待の防止 障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止します。また、障がいのある人に対する虐待の未然防止及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援を進め、地域生活支援拠点をはじめとする一時保護に必要な居室の確保、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを図ります。</p>	<p>新規</p>
---	-----------

(4) 社会資源を活用した居場所づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、さまざまな形で社会参加の促進を図ることが必要です。多くの障がいのある人が社会参加することによって、地域における障がいに関する理解を促進することにより、障がいのある人の地域での居場所づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○社会資源を活用した居場所づくりの促進 社会参加が困難になっている引きこもりの当事者に対し、相談から社会参加支援につなげていくために、関係機関・団体と連携を図り、障がいのある人の社会参加の場づくり、機会づくりの充実を図ります。</p>	<p>継続</p>

(5) ボランティア活動の促進

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し、支えていくことが求められています。

本町では、地域福祉を担う人材を発掘し、活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取り組みが必要です。住民がボランティア活動に興味を持ち、幅広く活動に参加するようボランティアの意義や趣旨を啓発し、広く公開し活動機会の提供に努めるとともに、町社会福祉協議会（以下、「町社協」という）等の関係機関と連携強化していくよう努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○町社協の体制強化の支援 民間福祉活動の中核的役割を担っている町社協の体制の強化を支援します。</p>	<p>継続</p>
<p>○住民参加のボランティア活動の支援、推進 住民の高齢化や障がいのある人の社会参加を支えるため、地域ボランティアの果たす役割もますます大きくなるため、組織の育成強化を図り生涯を通じたボランティア活動の推進に努めます。</p>	<p>新規</p>

2 生活支援の整備

(1) 利用者本位の生活支援体制の構築

住み慣れた家や地域の中で、障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ることが重要です。

また、多様化するニーズに対応するためにも、関係機関と連携のもと、窓口機能の役割分担の明確化と円滑な業務の遂行に向けて取り組む必要があります。

障がいのある人の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けた相談支援体制の構築を推進すると同時に、ケアマネジメントの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○身近な相談窓口の充実</p> <p>身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。</p>	継続
<p>○地域生活支援事業</p> <p>地域における障害のある人の日常生活や社会参加を支援するため、近隣市町村との連携を図り、地域生活支援事業の利用を促進します。</p>	継続
<p>○計画相談支援事業</p> <p>サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人（児）の自立した生活を支え、障がいのある人（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス提供事業所等と連携に努め、ケアマネジメントによりよりきめ細かく支援します。</p>	継続
<p>○相談支援体制の構築</p> <p>障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>	継続
<p>○相談支援体制の充実</p> <p>多様化するニーズに対応するため、関係機関と連携をもとに、窓口機能の役割の明確化と円滑な業務の遂行に向けて取り組みます。</p>	継続
<p>○地域福祉におけるネットワーク活動</p> <p>町社協との地域ボランティアや学識経験者等が協力した地域福祉ネットワーク活動を促進し、障がいのある人等からの相談に対し、組織的な対応を図ります。</p>	新規

(2) 在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が、地域で自分らしく生活するためには障がいのある人やその家族に対して、きめ細やかな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

さらに、サービスを必要とする人が必要な時に利用でき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心した暮らしができる環境づくりに取り組む必要があります。

本町では、障がいのある人の自立を支え主体的に住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域での在宅生活を支える各種サービスの充実に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○在宅福祉サービスの充実</p> <p>障がいのある人の自立を支援し、家族の負担を軽減できるよう、家事援助、行動援護、日中一時支援事業、短期入所等の充実に努めます。</p> <p>また、広報紙等を活用し、サービスを周知し利用の促進を図ります。</p>	継続
<p>○福祉機器の普及促進</p> <p>障がいの特性や障がいのある人のニーズに適した補装具・日常生活用具を交付・給付するとともに、福祉機器に関する情報提供や事業の周知に努めます。</p>	継続

(3) 精神障がいのある人を対象とする施策の充実

精神障がいのある人の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行い関係機関との連携のもとに福祉サービスの充実に努めます。

また、地域の一員として安心して暮らせるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○精神障がいについての理解の普及・啓発</p> <p>精神障がいへの偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及・啓発を図ります。</p>	継続
<p>○当事者交流・活動の支援</p> <p>精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すための障がいのある人の集いなど社会復帰への支援に努めます。</p>	継続
<p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>	継続

(4) 施設サービスの充実

障害者総合支援法では、地域での生活を基本として、障がい者施設に入所している人や入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を進めています。しかし、やむを得ない事情により障がい支援施設への入所支援が必要な人がいます。施設入所希望者に対しては、障害福祉サービスの支給を決定し、利用者のニーズを踏まえた適切な入所を進めています。施設が提供するサービスの多様化を促進するとともに、在宅で暮らす障がいのある人を対象としたサービスを提供するなど、在宅支援の拠点としての機能充実に努めます。

地域のニーズや必要性を勘案しながら、各種在宅サービスを提供する拠点としての施設の機能充実に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○障がい者施設相談体制の充実</p> <p>障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化等を踏まえ、さまざまな障がいのある人が利用できるように、相談支援事業所等と連携して、ご本人に合った施設サービスの提供が図れるように努めます。</p>	継続

(5) 経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で自立して安定した生活を送るためには生活費の確保も重要な課題です。

本町では、手帳取得時に利用できる制度の説明を行い周知に努めています。障がいのある人の生活安定のため、各種手当制度について広く周知を図ることにより経済的自立を支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○各種助成や税の減免及び控除等の制度周知</p> <p>障がいのある人の生活支援の一環として、各種助成や税の減免および控除、交通運賃料金の割引等についての制度の周知を行い、効果的な活用を促進します。</p>	継続

(6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化活動やスポーツ活動は、人間形成の重要な要素であるだけでなく生活の質を高め、ゆとりやいきがいのある生活を送るという意味においても大切です。

また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がいのある人とない人の交流やふれあう機会を通じてお互いを理解しあうことが効果的です。

スポーツ・レクリエーションに参加し親しんでいる障がいのある人は一部に限られており、多くの方に参加してもらうためにも、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となります。

さらに、こうした社会参加の促進のためには、障がいのある人が移動手段等で参加を諦めるようなことがないよう、移動を支援する福祉サービス事業の周知、提供に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○スポーツ・レクリエーション活動の振興</p> <p>参加者の年齢・障がいの程度に応じたスポーツ・レクリエーション活動の開催等障がいのある人がスポーツ等に親しむ機会の提供に努めます。</p> <p>地域社会との交流や理解を深めるためスポーツ・レクリエーション活動等への障がいのある人の参加を促進します。</p>	継続
<p>○文化芸術活動・余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p> <p>共生社会の実現に向けて、障がいのある人が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを推進します。</p>	新規
<p>○障がい者芸術・文化祭等の企画・開催の検討</p> <p>障がいのある人が芸術及び文化活動への参加を通じて障がいのある人の生活と社会を豊かにするとともに、住民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、障がい者芸術・文化祭等の企画・開催を検討し、障がいのある人の文化芸術活動の普及を図ります。また、文化芸術団体や地方公共団体等が行う障がいのある人の文化芸術活動に関する取り組みを支援します。</p>	新規
<p>○活動への参加促進</p> <p>障がいのある人の地域での社会参加を進めるために、福祉団体等でのイベントの充実等、地域行事や文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動への参加を呼びかけ、ボランティア等による地域住民との交流ができる機会の確保に努めます。</p>	継続

(7) サービスの質の向上

質の高いサービスを目指し、当事者やNPO等の第三者が苦情解決に参画できるような仕組みづくりを検討します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○苦情解決体制の整備 障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者や関係団体等の第三者が苦情解決に参画できる仕組みづくりを検討します。	新規

3 住みよいまちづくりの推進

(1) 防災・防犯等対策の推進

避難行動要支援者である障がいのある人の安全を確保するため、緊急時の支援体制を整備するとともに、障がいのある人が安全で安心して暮らせるように、地域ぐるみの防災・防犯体制の整備を促進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○防犯・防災知識の普及 障がいのある人とその家族に対して、地域防災訓練への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の啓発とともに、防犯・災害に対する対応能力を培うよう啓発に努めます。	継続
○社会福祉施設・病院等における防災体制の整備 障がいのある人が利用する社会福祉施設・病院等における緊急連絡体制の充実、防災組織の整備、防災訓練の実施、防災設備等の整備促進に努めます。	継続
○災害弱者に対する防災基盤の整備 災害時における災害弱者に関わる情報（所在、連絡先等）の整備、地域全体でバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりの促進、避難場所、避難路等の防災基盤の整備に努めます。	継続
○自主防災組織の充実 災害時には、地域や隣近所の協力・助け合いが不可欠であるため、町社協、関係機関と連携し、自治公民会を中心とした自主防災組織や災害ボランティアの育成を支援します。	継続
○地域ぐるみの防犯体制の整備 防犯協会を中心に、高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。	新規

(2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」及び「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を踏まえた上で、住宅・公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○公共施設や町道の整備</p> <p>障がいのある人が公共施設・公共建築物等をスムーズに利用できるよう、障がい者用トイレや駐車場、出入り口の自動ドア、スロープの設置等、公共施設・公共建築物の整備・改善を推進します。</p> <p>また、道路の段差を解消し、歩道の幅を広げるなど道路・公園等の整備に努めます。</p>	継続
<p>○町営住宅の整備</p> <p>町営住宅において障がいのある人の安全と利便を図るため、居住者ができる限り住宅で自立した生活が続けられるように、バリアフリー型の住宅整備を推進します。</p>	継続
<p>○移動・交通手段の整備</p> <p>障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化を考慮し、障がいのある人にとって重要な移動手段となるバスやタクシー等への車両のバリアフリー化等、障がいのある人が利用しやすい移動・交通手段の推進について協議・検討を図り、それぞれの障がいに対応した移動手段の確保を推進します。</p> <p>また、待合所や休憩所等についても利用しやすいよう設置者と協議しながら整備促進に努めます。</p>	継続

4 教育・育成環境の充実

(1) 一貫した相談支援体制の整備

誰もが共に学び合う環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて検討し、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育の充実に努めます。

また、本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定、教材の工夫などの取り組みを行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、教職員の一層の資質向上を図り、特別支援学級での指導の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○早期教育の充実</p> <p>発達段階に応じた適切な就学指導を勧め、本人及び保護者の意志を尊重した就学ができるよう教育環境の整備に努めます。</p> <p>また、障がいのある子どもたちの理解を深めるための交流教育を推進し地域ぐるみで福祉社会を形成するための支援を図ります。</p>	継続
<p>○幼児教育・社会教育の推進</p> <p>就学相談においては、子どもの実態を的確に把握するとともに保護者や本人の考えや意見を聞き、その上で特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図ります。</p> <p>また、保護者のさまざまな疑問に答えるよう具体的な情報の提供に努めます。</p>	継続
<p>○教職員の資質向上と研修の推進</p> <p>障がいに応じた教育の充実に努めるため、専門的知識・技術の習得を目的とした研修を実施するなど専門職員の資質の向上を図るよう努めます。</p>	継続
<p>○就学・就労支援及び相談体制の整備・推進</p> <p>障がいの早期発見・早期療養の推進を図り、乳幼児から学童期、卒業後等、一貫した相談支援体制が取れるよう、各相談支援機関と連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を図るよう努めます。</p>	継続
<p>○相談支援体制の充実</p> <p>出産・育児に対する不安を持つ妊婦や母親の把握に努め、妊産婦や乳幼児の症状や状況に応じた支援が行えるよう保健所や健康センター等の専門機関との連携を強化し、相談窓口の整備及び相談・支援体制の整備に努めます。</p>	継続

(2) 専門機関機能の充実と多様化

障がいのある子どもについては、放課後等デイサービスを実施するなど、障がいのある児童生徒が、教育環境を含め、安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

障がいのある児童生徒の放課後や、夏休みなどの健全育成の充実や障がいの重度化・多様化に伴う児童生徒の健康管理や機能訓練等について、関係機関と連携のもと取り組むことが重要です。

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、介助・支援できる体制や学校外での健全育成の場の整備に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○学童保育の充実</p> <p>放課後や長期休暇中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担軽減のため、学童保育の充実を図ります。</p> <p>また、保護者が昼間家庭にいない就学児童の放課後における健全な育成を目的として児童育成クラブで授業終了後の児童を預かっています。長期休暇中における障がいのある児童の生活リズムを保持し保護者の負担を軽減するため、関係施設やNPO、ボランティア等と連携を図りながら障がいのある児童の受け入れを促進します。</p>	継続
<p>○障がい児保育の充実</p> <p>障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所等に対し障がい児保育にかかる特別な経費を助成することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。</p>	継続
<p>○療育の中核となる機能の強化</p> <p>療育の中核的機能を持った施設の設置について具体的に検討を進めます。</p> <p>さらに、この中核となる施設を中心に医療・療育機関との地域療育ネットワークづくりを推進します。</p>	新規

5 保健・医療の推進

(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立

障がいの早期発見、早期対応によってその影響を最小限（軽度）におさえたり、リハビリテーション等によって機能を回復したり障がいを補う能力を育てたりすることも、場合によっては可能となる場合があります。そのため、健康診査及び各種検診、その後の保健指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防に努めるとともに、早期発見体制の確立を推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○健康診査・保健指導の充実</p> <p>特定健康診査および各種がん検診の受診率の向上と、健診の事後指導の充実を図るため、個人の生活に即した具体的な改善方法について支援します。</p> <p>また、基本健康診査を行い、生活習慣病の早期発見と早期治療とともに、生活習慣の改善による健康の増進、保健指導の実施に取り組み、健康づくり意識への啓蒙を図ります。さらに、後天性の障がいの予防、先天性及び後天性の障がいの悪化を防ぐため、日頃からの健康管理としてのバランスのよい食事の知識の普及、食生活の改善に努めます。</p>	継続
<p>○療育指導の充実</p> <p>早期療育のため、教育委員会、保育所、幼稚園、児童福祉施設、医療機関等の連携を密にし、適切な相談体制の整備に努めます。</p>	新規
<p>○障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p> <p>障がいの原因となる精神疾患、難病、外傷等について、その予防や治療に関する正しい知識の普及を図ります。</p>	新規
<p>○歯科疾患の予防</p> <p>定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がいのある人に対する歯科疾患の予防等による、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みを進めるとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取り組みを促進します。</p>	新規

（２）地域医療（医療・リハビリテーション）体制の充実

急速な高齢化や疾病構造の変化に伴い、保健医療を取り巻く環境は著しく変化しており、医療に対する要望も治療のみならず健康増進や疾病予防、リハビリテーションといったより広範囲のサービスが必要です。障がいのある人に対し、障害の状況や程度に応じ、適切な医療と医学的リハビリテーションを身近な地域で提供できる体制を整備します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○地域リハビリテーションの充実</p> <p>医療機関と連携し、リハビリテーションの充実を図るとともに、長期療養者や高齢者が要介護状態となることを予防します。</p>	新規
<p>○リハビリテーション医療体制の充実</p> <p>外出が困難な方に対して、看護方法や療育方法等の助言や支援を行う訪問支援を行い、寝たきりを予防し、在宅療養の充実を図ります。</p>	継続
<p>○医療機関との連携</p> <p>障がいのある人の生活向上のため、福祉・医療・障がい者団体等と連携しながら、機能回復訓練の推進及び医療機関の情報提供に努めます</p>	継続

(3) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいのある人が安心して適切な保健・医療サービスを受けられるよう保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、福祉医療制度や自立支援医療など、医療費負担軽減に関する制度の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

また、難病患者等への支援については、県・保健所と情報共有を図ることにより、難病患者が各種福祉サービスを適切に受けられるような体制づくりを構築します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○相談・訪問指導の充実 疾病や障がい・精神等の相談・訪問指導の充実を図り、適切な療育・治療につなげます。</p>	新規
<p>○保健サービスの提供体制の充実と医療の確保 障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。 また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。</p>	新規
<p>○難病に関する保健・医療の推進 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。</p>	新規
<p>○難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、各種相談支援事業や宮崎県難病相談・支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、様々な関係機関、関係者と連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進します。</p>	新規
<p>○難病等の特性に配慮した円滑な事務の実施 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の対象疾病の難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進に努めます。</p>	新規
<p>○小児慢性特定疾病児童等への社会生活への自立促進に向けた取り組み 小児慢性特定疾病児童等においては、幼少期から慢性的な疾病にかかっており、長年にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されているため、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立の促進を図る支援に努めます。</p>	新規

(4) 精神保健福祉対策の推進

近年、社会環境の複雑化や多様化のため、ストレス等心の健康を損なう要因が多く存在しています。統合失調症やうつ病などは、誰もがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず本人や周囲から気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。

精神障がいのある人が適切な地域医療を受けられるためにも、安定した社会復帰、社会参加を支えるための環境づくりが必要です。住民の心の健康づくり対策とともに、精神障がいのある人に対する保健・医療施策を一層推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○相談・訪問活動の充実</p> <p>各相談窓口での相談内容に応じて適切な対応ができるように、情報を共有しながらそれぞれの機関・施設で対応できる体制づくりを推進します。また、訪問指導等を実施し、本人や家族への支援を保健所や関係機関と連携し実施に努めます。</p>	新規
<p>○正しい知識の普及</p> <p>講演会等の活用や広報紙、リーフレットの配布等により、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、自殺予防対策においてはゲートキーパー養成講座等の開催を検討します。</p>	新規
<p>○精神保健福祉の充実</p> <p>入院中の精神障がいのある人の早期退院や地域移行促進に向けた正しい理解の促進をはじめ、訪問系サービスの充実や地域相談支援及び自立生活援助の利用の促進を図ります。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>	新規
<p>○障害福祉サービスの支援充実</p> <p>居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備を図り、支援の充実に努めます。</p>	継続

6 切れ目のないサービス基盤の整備（雇用・就労）

（1）雇用機会の促進・拡大

障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障がい者雇用の促進を図ります。

また、平成25（2013）年の障害者雇用促進法の改正により、精神障がいのある人の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障がいのある人の雇用促進ための取り組みを充実させる総合的な支援を推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○障がい者雇用の広報・啓発活動 「障害者雇用支援月間（9月）」を中心に、町ホームページや広報紙等の媒体を利用して、障がい者雇用の広報・啓発活動に努めます。	継続
○職域拡大・環境改善の促進 雇用の拡大に向けて、事業者・地域住民に求職情報や助成制度の周知と普及・啓発に努めます。また、就労後の定着を推進するため、事業主に対し障がいのある人が作業しやすい環境の改善とともに、企業等に対して障がい者雇用についての普及、啓発活動を行うとともに、各種助成制度の情報提供に努めます。	継続
○雇用の促進 自立のための就労を促進し、公共職業安定所等関係機関との連携を図りながら障がいのある人の雇用の促進を図ります。	継続
○関係機関との連携 庁内関係課はもとより、福祉施設、公共職業安定所等関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充に取り組みます。	継続

（2）総合的な支援施策の推進

障がいのある人が社会的に自立し生きがいを持って暮らすためには、就労することも必要な要素のひとつですが雇用の場が限られていることや、障がいに対する適切な理解が不十分なことから、障がいのある人の働きたいという意向に十分に答えられていないのが現状です。

働くことは自立の大きなきっかけになることから、一般の職業能力を開発する技術専門校や職業訓練校への入校を促進するなど、能力開発の機会を提供する必要があります。障がいのある人の就業・職業的自立を促進するため、障がいがあっても働くことができるよう、障がい特性やニーズに応じ多様できめ細かな職業訓練が受けられるよう促進します。また、関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーションの充実や民間企業に対する働きかけを行い、障害者の雇用を拡大します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの促進 福祉部門と雇用部門との連携をとり、就労移行支援事業所利用者等で一般雇用を希望する人の雇用促進を図ります。	新規

（3）福祉的就労の充実

一般企業に勤めることが困難な場合の就労の場の確保も重要な課題であり、障害者総合支援法に基づく就労系サービスが行われています。

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センターを充実することにより職業的な能力の補いを必要とする障がいのある人の就労技術と意欲の高揚等を図る必要があります。

さらに、障害者就労施設等の受注の機会を確保するためにも、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る必要があります。就労支援に関するサービス提供事業者の確保や作業の確保・拡大に努めるとともに、小規模共同作業所の整備促進を図り、運営についての助成措置を今後も継続し、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○就労継続支援事業所、就労移行支援事業所との連携 就労継続支援事業所、就労移行支援事業所と連携し、就業の場の確保に努めます。	継続
○福祉的就労における工賃向上に向けた取り組みの推進 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）や共同受注化の推進し、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向けた取り組みを推進します。	新規

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○意思決定支援の推進</p> <p>障がいのある人が、可能な限り自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしく地域生活を営むことができるよう、意思決定を支える環境の整備を図るため、意思決定支援の普及啓発等を行います。</p>	新規
<p>○成年後見制度の利用促進</p> <p>必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に対し、必要に応じて支援します。</p>	新規

(2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築

障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、切れ目のない相談支援体制を整備し、身近に相談支援を受けられる体制を整備し、地域での生活を支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○相談支援体制の構築</p> <p>障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>	新規
<p>○情報提供や相談支援等による家族支援</p> <p>ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族支援における、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供の実施や家事援助等の必要なサービス提供体制の確保に努めます。</p>	新規
<p>○発達障がい児やその家族に対する支援強化</p> <p>発達障がい児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進します。</p>	新規

(3) 地域生活への移行の支援

障がいのある人の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○在宅サービス等の充実</p> <p>障がいのある人の個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がいある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進します。</p>	継続
<p>○常時介護を必要とする人への社会資源の整備・促進</p> <p>常時介護を必要とする障がいのある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。</p>	新規
<p>○地域移行支援の充実</p> <p>障害者支援施設における入所者の地域生活への移行支援や地域で生活する障がいのある人への支援を推進し、多様な形態のグループホームの整備の促進に努めます。</p>	新規
<p>○外出のための移動支援等</p> <p>外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活を支援するため地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取り組みに対する支援を推進します。</p>	新規

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や支援の充実、障害福祉サービスの質の向上を着実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援</p> <p>障がいのある子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。</p>	継続

<p>○保育所における障害児の受入れの促進 障がいのある子どもを受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する職員の確保や、専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がいのある子どもの保育所での受入れを促進します。</p>	<p>継続</p>
<p>○医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援 医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援における関係機関の連携促進に努めます。</p>	<p>継続</p>
<p>○「気になる段階」からの親子サポート 幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を推進します。</p>	<p>新規</p>
<p>○発達障がいの早期発見、早期支援 発達障がいの早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障がいの診療・支援ができる医師の確保を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置を促進します。</p>	<p>新規</p>

8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上し、サービス利用の促進を図るためにも意思疎通支援を行う人材の育成と確保が必要です。

今後、障がいのある人の情報力の向上及び社会的自立の促進のため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣を通じて聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援します。

【具体的な取り組み】

<p>施策・事業内容</p>	<p>区分</p>
<p>○手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。</p>	<p>継続</p>

(2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実

障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、また、障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、情報提供の方法や内容を充実します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○行政情報の周知 年金・手当等の行政施策について、無年金者、未受給者の発生を防止するための情報提供に努めます。	継続
○情報提供 あらゆる人が快適で正確な情報を伝えられるよう、広報やホームページで、障がい福祉施策に関するさまざまな情報提供を、わかりやすく伝える創意工夫を図ります。	継続
○情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等 行政情報の提供等における手話通訳・音声読み上げ等の活用など、多様な障がいの特性に応じた配慮に努めます。さらに、災害発生時等における、情報伝達の体制や環境整備の促進を図ります。	継続

(3) コミュニケーション支援体制の充実

障がいがある人の情報力を向上し、社会的自立を促進するため、情報提供体制の充実やコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、インターネットの利活用などアクセシビリティの拡大に配慮する必要があります。手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣を通じて聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	継続

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、圏域内外のさまざまな関係機関等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるように、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等の連携を図り、取り組んでいきます。

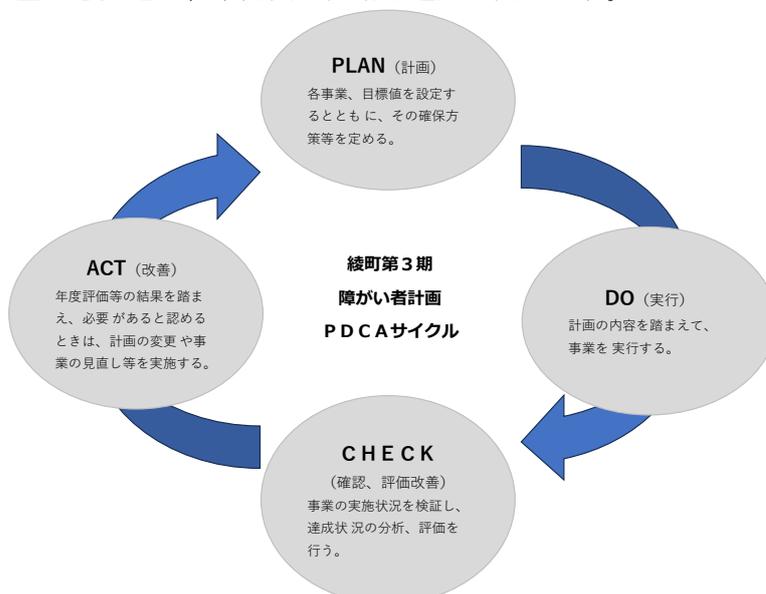
(2) 職員等の資質向上

複雑、多様化している障害者ニーズに対して、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じて、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理・評価

関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗を把握し、定期的に評価を行います。

また、綾町障がい者自立支援協議会を中心として、計画期間内の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方にに基づき実施し、本計画の円滑な運用を図ります。



資料編

資料編

1. 綾町障がい者自立支援協議会設置要綱

綾町障がい者自立支援協議会設置要綱 (平成26年12月5日告示第88号)

改正

令和3年3月31日告示第56号

綾町障がい者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、綾町障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障がい者福祉計画策定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者団体の代表者
- (2) 障がい福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健、医療又は教育関係の業務に従事する者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障がい者の家族会の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第56号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年3月

綾町第3期障がい者計画

発行：綾町 福祉保健課

〒880-1392

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515 番地

電話：0985-77-1114